

第6回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年8月23日(水) 13時30分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室B	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する意見交換④(廃掃法)	

1 開 会 (午後14時開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する意見交換④(廃掃法)

3 議事の内容

○内藤総務局長

ただ今から、第6回逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検討委員会を開催します。

それでは、協議に入ります。前回ですね、廃棄物処理法に係る県の行政対応に関する事実関係等について、片山課長から御説明いただきましたが、本日は若干資料の修正があるということで、まずはそちらの説明をお願いいたします。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物リサイクル課の所管します廃棄物処理法の説明ですけれども、本日お分けした資料ですが、基本的には、1番から全体的に3番のところまでは変わっておりません。1枚目ですけれども、分かりにくいという御意見等があったものですから、場所がどこかという質問が多かったものですから、基本的には、廃棄物が置かれている場所、いわゆる源頭部北西側区域と言われるところ。それから源頭部と言われる部分、それから、ここは源頭部上部という、行為者も出てくるものですから、そのあたり。それから、日金町という場所がどこにあるんだと、そんな概念図を1枚目に入れさせていただきました。

それから次のページの人物等の相関図は変わってないです。

それからあとは、4ページ、5ページにいきまして、そのあたりも、まだ修正等が、御意

見を踏まえて、質問を踏まえて、直っていないところもございますが、大きく変わったのが、4番、6ページのところからですけれども、A3の方は、時系列は変わっておりません。

4番のところからですけれども、各法令に基づく手続き等の考察というところなんですけれども、前は、事実を踏まえただけになっておりましたけれども、部の中で、考察をそれぞれのところで課題等があるはずだから、そこはしっかり考察で書くということだったものですから、四角くくりで考察の方を入れさせていただきました。そこで課題等が分かるかと思えます。大きなところというのは以上になります。

あとは質問をいただいたところも踏まえて、この資料も使いながら、答えられるところは答え、ちょっと回答が難しいところは、また持ち帰って次回としたいと思えます。

○内藤総務局長

ありがとうございます。それでは、昨日までの期限で、委員の皆様から書面によって廃棄物処理法に関して御質問や御意見をいただいております。それをまとめたのが、今日の別添資料になりますので、本日は、この廃棄物処理法について意見交換を行って、論点は何なのかというところを明確にしていきたいと思えます。

それではいつものように、御意見を提出していただいた委員の方からその趣旨の説明をお願いいたします。

○清水総務局参事

今日いただいた資料で、直っているかも知れませんが、まず、2ポツ目のところで、これは書きぶりだけの話ですが、資金難を理由に撤去を拒んだとなっているものから、拒んだのがいつかということが時期も分かるようにした方がいいのかなと思ったので、意見として書きました。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは分かる範囲内ですか。時期は。

○清水総務局参事

ずっと拒んでいたんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ずっと拒んでいます。そこについて書いてくれと言うことですね。分かりました。

○清水総務局参事

3ポツ目で、事実関係の所を見ていけば分かると思えますが、「熱海市の通報を受けた県が」となっていますが、この通報の内容をここに書ければ、つながりとして分かるかと思えましたので書かさせていただきました。

あと、2ポツ目で■■■■■■といきなり出てきますが、これはどこかに登場人物一覧みたいなものを作っておけば、そこから引用してる形なので、誰か分かるようなものをど

こかに入れた方がいいかなということですが。

あと、同じ3ポツ目のところで、指導をした時期と、作業の完了を確認した時期というものが、この場面でも分かるようにした方がいいと思ったので、書かさせていただきました。

あと4ポツ目で、「産業廃棄物の撤去を求めた」と書いてあるのですが、これは⑥区域に野積みされたもののみということではなかったでしょうか。「土地の購入に当たって」と書いてあるので、⑥区域だけではないですね、■■■さんが購入した土地というのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

全体ですから。はい。

○清水総務局参事

全体の廃棄物の撤去という感じですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的には県が記録しているということは、産廃ということでの認識ですね。

○清水総務局参事

④とか⑥とか。⑥はありますけど、④の方も入っているイメージで良かったでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

範囲ですか。ちょっと確認します。そこまで分かるかどうか。分からないかも知れないですけども。

○清水総務局参事

念のための意味合いが大きいですが、お願いします。あとはここに産廃となっていますが、全て産業廃棄物という認識だったということではいいですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。記録に残っていて、市に、例えば一廃だと伝えたというものがなければ基本的には、産廃と認識していたということで良いかと思えます。

○清水総務局参事

あと、5ポツ目で、これ事実関係の方で確認すればいいのですが、2013年の1月に■■■さんが産廃を自ら撤去しますという書面を出していて、あと4月に立ち入り検査をするまでの間に、状況の確認をしていたのか、していなかったのかが分かればなど。これ事実関係の方で確認すればいいと思いますが。多分、立ち入り検査に行った時に、もう埋められてしまっていた感じなのではないかなと思うんですが。それまでの間に行っているかということですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

それまでの間に行ってるかという話ですね。ここは基本的に記録がないので行っていないと思いますが、もう1回確認します。

○清水総務局参事

あと、6ボツ目の2013年の立ち入り検査以降、どのような頻度でどのような内容の指導を行っていたかっていうところも、概要の中にあってもいいかと思いましたが。

あと、この一番下には、現所有者の投棄に関する調査についての考察が入っていたんですが。考察するのであれば、考察の場所に持っていった方がいいと思ったので、書かせていただきました。以上です。

○片山廃棄物リサイクル課長

一番最後の現所有者の関与の調査のところ、場所がうまく収まりがつかなかったものですから、今回、場所を移して、今の土地所有者が、いわゆる崩落、源頭部に関与していたかということは、考察に入れさせてもらいまして、先ほどお分けした資料の8ページに入れさせていただきました。この人が本当に関与する可能性があったのかということで、一番下のボツに入れさせていただきました。

8ページの四角の中の一番下ということで、いわゆる廃掃法の見地からの考察ということで、現所有者が源頭部の登記というものに関与が実際できていたのかということで、土地所有者は実際土地を買ってから、自分の土地に廃棄物を埋めたということは記録としてある、行為としてあるのですが、他のところに投棄したという可能性は、時期的にもないということで、そういったことは考えられないというような考察として入れさせていただきました。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございます。私の部分は以上です。

○内藤総務局長

それでは次お願いします。

○福田土地対策課長

二つ質問になります。一つ目は、これは言葉遣いだけなんですが、新しい資料だと3行目になりますかね。当事業者の「造成地だった熱海市伊豆山分譲地付近」という書き方がされていて、XXXXXXXXXX自体は、事業者ではないので、所有地でないのかという指摘です。実質上は確かにXXXXXXXXXXがほぼ主体になってやっているようなものですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

こちらでもう1回確認しますが、公文書の記録の方から持ってきている可能性がある

と思ったので、これはどちらに合わせるかということになるかなと思いますが。そうすると、事業者ではないから、造成地というより、所有地か。

○福田土地対策課長

そうですね。これは④区域のことですよ、恐らく。この熱海市伊豆山分譲地と書いてある所。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。他の委員の方からの質問もあって、この伊豆山分譲地はどこを指すのかという話があって、逆に我々も範囲を掴みきっていないものですから、皆さん、どういう認識でいるかを逆に聞ければと思っていたんですが。35万坪一帯をいうのか。

○福田土地対策課長

分譲地というと、④か⑤しかないですよ。

○清水総務局参事

①とか⑥は分譲地なんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ああ、あそこはないか。

○福田土地対策課長

造成地という言い方はあるかもしれないけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、どこだ。ABCDE。

○福田土地対策課長

この頃となると、CもEもやってるはず。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、我々がよく言うのは、⑥のところはC工区とか言っていたんですけど、C工区から一番外れたところなんですよ。⑥といわれているところは。

○清水総務局参事

日金町のコンクリがらとかが運ばれたのは⑥と④ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥だけ。

○清水総務局参事

D工区にいてるのはあれはどこから持ってきたか分からないのですか。

○大川井森林保全課長

木くず混じりの土砂かな。

○清水総務局参事

自分が勘違いしてるかも知れない。よく写真で見る、重機で入った跡があって、こう左右に、鉄パイプで何か侵入できないようにされている感じの写真。

○片山廃棄物リサイクル課長

ああ、あれは⑥です。あの鉄パイプの馬が置いてあるところだよ。野積みにしてある感じの。

○清水総務局参事

あそこ⑥なんですか。

○福田土地対策課長

分譲地と書いてあったので、④だろうなと思いました。

○清水総務局参事

廃棄物が運ばれたのは、⑥とどこでしたっけ、侵入路と言われている所。

○片山廃棄物リサイクル課長

進入路と言われているところは①の源頭部のところ。

○福田土地対策課長

それと、確認ですけど、都市計画法の中で、写真も付けて説明したところなんですが、④、⑤区域には元々結構な量のゴミが置いてあって。産廃ですよ。それこそ、ガラスのくずだとか、下手すると車体みたいなものまで置いてあって、2003年頃の話なんですけど、その辺は特に産廃部局では把握はされていなかったんですか。

○廃棄物リサイクル課長 紅林良彦 課長代理

少なくとも東部健康福祉センターに資料はありませんでしたので、2003年は、かなり古いものですから、書類としてなくなっているのかもしれませんが、少なくとも対応した記録は特には無いですね。

○福田土地対策課長

都市計画部局の方から特にそういう連絡をしなかったという可能性もあるし、ちょっと分からないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。ですから、東部健康福祉センターには記録がないということで対応した記録がない。

○福田土地対策課長

対応していないのかな。

○清水総務局参事

④区域で東部健康福祉センターとかの資料があるのは、もう結構後ろに行ってからのものでいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

探知が始まったところから残っている。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

2009年からの。東部健康福祉センターが対応してるのは2009年以降です。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですから、まさしく、A3の記録文書のスタートのところから残っていると。

○福田土地対策課長

そうなんですね。分かりました。

○内藤総務局長

よろしいですか。はい。

○内藤総務局長

2番の所、制度の概要の所なんです。最初は私です。前提として教えていただきたいのは、これ色々書類読ませていただいて、行為者が中々特定できないというのがあったんですが、行為者は[REDACTED]ということもう明らかではないかなと思うんですが、ただずっと特定できないということになっていたので。これ制度上、逆に言うと、どういうものがあれば、特定できるのかということをお教えいただきたいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

他の法令でもあったんですが、今のところ我々の方で一つ、事実としてあったのは記録文書の中に、これは違うか、失礼しました。うちの方では、関係者へのいわゆる18条

報告とかを取って、いわゆる関係図のところまでは推認ができたんですが、何を確固たる証拠にするかというところで、最終的には制度上というか。

○内藤総務局長

一般的には何があればその人が行為者になるのかという。排出事業者になるためには、何があればいいのかなど。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

基本的には、廃棄物処理法では「廃棄物の処分」と言った場合、後ほど資料の中にも出てきますが、廃棄物の処分とは何ぞやということになるんですが、4ページを御覧いただきたいと思います。

廃棄物の処理には、いわゆる廃棄物を処理するということが、保管・収集・運搬・処分というのがあるんですが、これについて、この行為をした人間が、この四つの行為をした場合に、行為者ということになるんですが、今回、[REDACTED]は、この行為をしたのかというのと、この行為はしてないと。[REDACTED]は行為者であるとは言い切れない。

一方、排出事業者という考え方が分かり難いかも知れませんが、排出事業者というのは産業廃棄物を排出した事業者ということになりますので、後ほどの説明でもあるかも知れませんが、今回、解体工事現場からゴミを出した業者は誰かということになります。

現在の廃棄物処理法では、この解体工事に伴って解体工事を請け負ったものが排出事業者という考え方が今の廃棄物処理法の考え方ですが、それは平成 22 年のときに、工事の元請け業者が排出事業者であるという考え方が制度上確立されたのですが、それ以前は、誰が排出事業者かというのは、その工事現場で行われている排出者というもののある程度特定をした上で、この人が排出事業者だということを認定しなければなりません。

ちょうどこの過渡期になっていますので、[REDACTED]が本当にこの工事の元請であったのかどうかということも含めて、いろいろ議論になったところになります。

○内藤総務局長

では、平成 22 年以降であれば、今回の場合だと、[REDACTED]が排出事業者なんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

契約上が分からないので、実質、廃棄物の処分をした⑥の区域を持っていたのは[REDACTED]ですので、行為者という意味で言えば[REDACTED]が行為者になり得る。

○内藤総務局長

行為者と排出事業者というのは別なんです。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
必ずしも一緒ではないです。

○内藤総務局長
行為者はこの四つの行為をした者であって、排出事業者は排出した人か。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
産業廃棄物の一時的な処理責任は誰にあるのかという意味では排出事業者が処理責任を持っています。当然、それが不適正に処理されれば、行為者であっても、処理責任があるということで、行政処分を下すということがあります。

○福田土地対策課長
この四つの行為というのは、保管・収集・運搬・処分の四つの行為に大別されると書いてありますが、この四つの行為を全てすることが、行為者ですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
どれか一つでも。

○片山廃棄物リサイクル課長
一番手っ取り早いというか、一番何も関わらないというのは、自分が出したゴミは、例えば最終処分場と言われるところに自分が持って行って、そこに処理をお願いするという形であれば誰も関わらない。

排出事業者は自分だとなりますが、自分が処理しないで、誰かにお願いするといったときに、例えば許可業者に運んでもらうとか、破碎をしてもらうとかという中間処理なんかをしてもらうという、いわゆる許可を持った人が絡む。それで、その人が悪いことをやったという、その人が行為者ということで、例えばゴミを途中で捨てたとか、そのようになると、そういう人は行為者という、そんな形になっていくイメージですね。

○福田土地対策課長
収集・運搬はしているような気がするけど。

○片山廃棄物リサイクル課長
収集・運搬がそこで、いわゆる同じ会社の人がしていれば、それは委託はしてない。自分のところのゴミを運んでいる。別に自分のところのゴミじゃないか、ということになるものですから。要するに許可がない人が運んだということにはならないということになる。

○福田土地対策課長
そういう言い訳をするんだ。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから別に、■■■■と■■■■の関係も、そこはどうなんだっていう話が出てくる。要するに、同じ会社だと言ったり、そこは違うんだとか。記録の中に何か■■■■の■■■■は■■■■の役員だったというような記録があったりするものですから、その辺が、何をもって、確かその時は公文書の記録文書だけなのか、あるいは名刺だけなのか、あとは、登記簿上そういうものがあるのか。

○清水総務局参事

登記簿に載ってましたけどね。あの■■■■何とかがって、■■■■みたいな名前でしたよね。なんか会社の登記簿の取締役のところ、その人の名前が、あるのはありましたけど。ええ。

○内藤総務局長

そう。取締役だよ。

○清水総務局参事

タイミングが違うのかも知れないですけど。今、説明していただいた内容の基本的な部分が、この概要の中にあっただ方がいいような気がする。さっきの廃棄物の処理とはとか、それは書いてあるんですが、排出事業者とはとか、行為者とはとか、そういった基本的なものは、制度の概要ということでここに項目を作るので、この後行為を見ていくときの基本的に分かっておいた方がいいものについては、この基本の部分にあっただ方が報告書として仕上げている時には、分かりやすいかと思います。

○内藤総務局長

基本的なことでは申し訳ないですけど、命令をする対象というのは、排出事業者ですか、それとも行為者の方ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは両方になります。ですから、行為者が分かっていたら当然行為者。お前がやったんだから、その行為をやったことに対して、なりを直せということができるんですけど。

○内藤総務局長

それが分からないと排出事業者にいくということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

極端なことをいうと、排出事業者、あなたがその人に委託をしなければ、この事件は起こらなかったでしょ、ということで、責任はありますよ。そういう仕組み、考え方が廃棄物処理法ということになります。

○清水総務局参事

行為者に言ったけど、まともに対応しなかったら、排出事業者に行くということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうイメージです。お金を払ってお願いしたんだけど、トズラしてしまったという場合も責任を取らなければいけないと。

○内藤総務局長

自分は行為者と書きましたけど、排出事業者と言い換えてもいいのかな。

○清水総務局参事

でも、色々な行為者もいるし排出事業者もいるし。この文書を見ているだけで、処理基準等が適用される者という言い回しもあって、これってどんな人なんだろうというのが。この18日の資料3ページの「措置命令の対象について」の、1行目から2行目にかけて、処理基準等が適用される者とあって、行為者、排出事業者と処理基準等が適用される者というのがどういう人か、同じなのか違うのかよく分からないと思って、どこかに何か書かさせていただいて。

○片山廃棄物リサイクル課長

1から読んだのですが、基本的には、保管しなければならない基準とか、保管するという行為をするときにやらなければいけない基準、守るべき基準だとか、収集・運搬をするときに、行為をするときに守らなければいけない基準というものは、自分が処理するときにも、守らなければいけないし、それを委託された人も、守らなければいけない基準がある。例えば運搬する車をイメージしてもらおうと分かると思うんですが、いわゆる汚れたものというような危険性があるものを、普通の車で運んでいいかという、それは基準を守った車で運搬しなければいけないというルールがあるというのが、処理基準といわれるもの。

○清水総務局参事

処理基準等が適用される人というのは、その行為をする人ですか。行為をする人が、処理基準が適用されるというのは分かるんですが、それ以外に処理基準が適用される者がいるということですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

処理基準等の説明ですけど、処理基準等の等を含めていきますと、産業廃棄物の場合は、「産業廃棄物保管基準」、それから「産業廃棄物処理基準」という二つがあります。

さらに細かく、「特別管理産業廃棄物の保管基準、処理基準」というものがあるんですが、特別管理産業廃棄物は一旦除いていただいて、この保管基準と処理基準が適用される者は誰かということですが、まず、排出事業者、ゴミを排出する事業者については、

自分の廃棄物を適正に管理するという保管基準がかかるというのと、これを自分が処理する、自らこの廃棄物を処理するときには、処理基準に適合する形で処理しなければなりませんので、排出事業者については、保管するときには保管基準、処理するときには処理基準がかかるということになります。これを排出事業者が他人に廃棄物を処理委託する場合には、排出事業者は保管基準しかかかりません。処理基準は、県の許可を受けた許可業者が処理をしますので、その事業者は処理基準がかかるということになります。

ですので、処理基準が適用されるかどうかは、まず県の許可を持っている事業者と排出事業者が、処理基準等が適用されるということになります。

○清水総務局参事

逆に、ここの部分を説明する時には、措置命令の対象が誰になるかといったら、①から④に掲げる処理の行為者としてしまうと、またニュアンスが違う感じになるんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

行為者が許可を持ってやっているのであれば、当然処理基準がかかってくるけれども、許可を持ってやっていない行為者の場合には、それは他人の廃棄物を許可なくやっているということになりますので、これは法令違反に当たってきますので、少なくとも、行為者であろうが他人の廃棄物を扱うということであれば、これは許可を持ってやらなければいけない。これは運搬であろうが処分であろうが同じということになります。

○清水総務局参事

なので、措置命令の対象が誰になるかという、単に行為者という、それは間違いになるんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そうですね。行為者のみならず、この廃棄物処理法 19 条の6のところには、排出事業者も命令対象になるということになっていますので。

○清水総務局参事

逆に言う行為者や排出事業者であると説明するのは駄目ですか。適用されるか否かは問わないというと分かりにくいと思ってですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりやすい表現にできないかということでもいいですか。

○清水総務局参事

そうですね。はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○内藤総務局長

次にいきますか。

○清水総務局参事

はい。目的の後って書いてあるところは、さっき局長が質問した内容への答えもここに入ってくる話です。廃棄物とはどんなものなのか、定義とか、そのあたりも制度概要としてあった方がいいと思ったので書きました。

次に不適正事案への対応のところ、事業者が指導に従う→撤去という流れがありますが、どこにどのように撤去したかまでを確認するのが、通常この中にパッケージングされているんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的には、指導したので、それはどう処理したのかということは、通常、確認します。

○清水総務局参事

証するものはないけど、とりあえず処理はしましたという人の場合、通常どんな感じになってるのかなって。そういうパターンもあったりするんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

産業廃棄物の場合は、その廃棄物を処理するために処理する業者と契約を結んで、出すためにマニフェストをきらなければなりません。このマニフェストがなければ、適正に処理されたことになりませんので、口先だけで処分したといっても、これはマニフェスト違反になります。ですので、産業廃棄物を処理する場合には、必ず適正に処理されたということを証するためには、マニフェストの確認をもって、初めて適正に処理されたということになります。

○清水総務局参事

それが通常の流れとなるんですね。通常の流れと今回の流れを比べてみてということですね。あと、廃棄物混じりの土砂が今回のケースの中にあるものですから、一般的な指導内容とか、そういったものも概要として、通常こういう対応をするというのがあってもいいのかと思ったので書かさせていただきました。

あと3ポツ目も、制度概要という意味で、生活環境保全上の支障であるとか、支障のおそれというのは、具体的にどのような事案で、どのような状況が生じていると支障があったり、支障の恐れがあると捉えるのかというところの、一般論みたいなものもあった方がいいと思ったので書かさせていただきました。

あと、次に3ページの措置命令のところ、処理基準等に適合しないという説明があるので、その処理基準等がどれぐらいのボリュームがあるものなのか分からないですが、

その処理基準とはどのようなものなのかという説明も、制度概要ということであれば、あってもいいと思ったので、これも意見として書かさせていただきました。あと2ポツ目ですが、支障の除去であるとか、発生防止のための必要な措置を講ずるとありますが、例えば、支障の除去は、撤去そのものだとは思いますが、発生の防止のための必要な措置というのが、例えばこんなことというものがあればイメージが湧きやすいかと思ったので、例示ができればと思ったので、意見として書かさせていただきました。

次の措置命令の対象について。1ポツ目は処理という言葉を入れたらどうですかというだけなので、後でまた見ていただけたらと思います。2ポツ目は先ほどお伺いしました。3ポツ目で、「委託基準」、「マニフェスト」という言葉がこの中でいきなり出てくるのですが、分からない部分があると思いますので、制度概要の中で、ここの説明の前に、その概要ということで、簡単な説明があった方が分かるかと思ったので。先ほどの局長の、行為者と排出事業者の違いというところも同様です。次に、2段落目となっているところです。事実認定の1段落目は書きぶりの関係なんで触れません。また確認をしていただければ。

2段落目の、行政処分に当たっては……推認して判断する過程から総合判断も重要であるという書きぶりがあるんですが、推認して判断する過程から、総合判断も重要であるというところが、意味が取りにくかったものですから、「違反の事実を把握することに努め」というところまでは意味は取れて、「いくつかの事実から特定の事実を推認して判断する過程から」の、「判断する過程から」というところだとか、「過去の法執行事例に即した総合的判断も重要である」となっていて、ここの意味が取りにくかったので、もう少し言い回しがわかりやすくなればと。あと、ここに行政処分の指針とあって、※3となっていますが、※3がないと思って。これは、後ろについていることを言っているんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

一番後ろのことを言ってます。直します。

○清水総務局参事

それと、※1と書いてあるのは書きぶりのことなので、また確認していただいて。

あと※2の2行目「産業廃棄物の処分等に関して」とあって、この3ページ目の上の部分を見ると、「産業廃棄物の処理」となっていて、この法律上、処理と処分の2種類の言い回しがあるということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。3ページ目の一番上のところに措置命令とは①から④のことをいいますと言っていて、処分といった時には、最後の処分、④のことだけになります。①から④を全部ひっくるめて処理という言葉でくくっている。処理といった時には、処分を含むということで、処理という時には大別すると、①の保管・②収集・③運搬・④処分を含めて、処理という考え方ですね。

○清水総務局参事

この「産業廃棄物の処分等」の「等」というのは、①から③が包含されているというイメージでいいですか。それとも違いますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それでいいです。

○清水総務局参事

ここは処理に置き換わってもいいということですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そうですね。そういうことです。はい。

○清水総務局参事

分かりました。あと、2つ目が、社会通念等に照らして、廃棄物であると判断できるものと書いてありますが、これはこのようなものであるというイメージが取りにくくて、なぜかという、土砂について考えた時に、土砂についても再利用するということが基本だというのは伺っているのですが、法律上はそうだということは十分分かるんですが、一般的に残土処分と言った時には、処分してくれる人にお金を払って、処分してもらっているじゃないですか。出す方が。そうすると有価物とはとても思えなくて。結局、処理をするのにお金を払うということはいらないもの。そうすると、常識的にはそれは廃棄物ではないのかという理論も成り立つかなと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

土砂以外が、ですか。

○清水総務局参事

土砂以外というか、土砂も。

○片山廃棄物リサイクル課長

土砂は廃棄物とはいわないので。

○清水総務局参事

違う違う。いらないからお金を払って処分してもらおうという行為だけを捉えると、社会通念で考えた時には、いらないし、ただそこら辺には捨てられないので、それをちゃんと処理してくれる人にお金を払って処分してもらおうという行為だけを社会通念的に見れば、廃棄物の処理というように見えてしまって、それが社会通念で廃棄物と判断できるといって、社会通念上廃棄物ではないかと取れるかなと思って。言葉遊びみたいな感じになってしまいますけど。土砂が廃棄物ではないというのはどうも腑に落ちないものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。これ自体は廃棄物の定義、廃掃法第2条にあるんですが、そこでいわゆる限定
列挙されていますが、それに該当しないものなので廃棄物ではない。

○清水総務局参事

法令上の廃棄物はもう限定列挙ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

限定列挙でいいんだよね。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

はい。

○清水総務局参事

次は、排出事業者責任のところの、1ポツ目は書きぶりの話なので御確認いただけ
らと思います。1段落目の記載のままいくとすれば、なんとなく意味は分かる気がする
んですが、第一次的処理責任というのはどういう意味かということと、許可は不要と書い
てあるんですが、何の許可か分かる方がいいと思って、ここの一文だけ見た時に、何の許
可なのかよく分からないと思いました。多分、処分業者としての許可とかそういうことな
んだろうなあとは思いますが。自社処理する場合には、何とかの許可は不要のような形
で、何の許可なのか分かるようにした方がいいと思ったので。

○片山廃棄物リサイクル課長

自社処理という時に、さっき言っていた運搬とか、自分の施設で処分をするというよう
な場合は、許可は不要となっていれば分かりやすいということですか。

○清水総務局参事

その許可が何の許可かが分かればいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

ああ、なるほど。

○清水総務局参事

次のポツです。上記の処理を業として行うという記述が、これがどこがその排出事業
者の責任に関する記述なのかということがよく分からなくてですね。排出事業者の責任
というのは、その4ページ目の上に乗ってある、上の表の中の事業者はみたいな。その
法の第12条が責任なのかなというふうに思ってですね。もし、そうであるならば、12条
を先に持ってきた方がいいのかなと思ったのでそのように書きました。もし、12条が排

出事業者の責任の説明に該当するのであれば、上記の処理云々の記述というのはなくてもいいのかなと思ったので。あと、行政指導の1段落目はまた書きぶりの話なので確認いただけたらと思います。2段落目ですが、任意の口頭指導を除く指導票交付と書いてあるんですが、口頭の指導とか、文書指導は、それぞれどのような場合に行うのかのように、一般的なところを記載してもいいのかなと。

あと、文書指導を行うに当たっても、慎重を要するというか、いろいろな事実を積み上げないと文書指導もなかなか難しいという状況があれば、それも一般論として分かるように、ここで説明しておいた方がいいと思ったので書かさせていただきました。

あと、ページをめくっていただきまして、※のところで、この廃棄物の該当するか否かのところで、実際には非常に慎重かつ繊細な判断となる場合というような説明があるんですが、細かく具体例になった方が分かりやすいかなと思います。慎重かつ繊細な判断というのはイメージとして捉えにくいと思ったので。あと2ポツ目が、土砂等は対象外という記述があるんですが、さきほど法律の限定列挙となっていたので、その辺りが根拠だなど。あと、土砂に類するもの、土砂に準ずるものというものがあるんですが、類すると、準ずるものとは、それぞれどんなものなのかというのが、分かるようになっていた方がいいかと思います。今回の廃棄物混じりの土砂というところが問題になってくると思うので、それぞれどういうものかということが分かるようにしておいた方がいいと思ったので。

あと、一番下のポツが廃棄物該当性の判断基準となっていますが、これはここでなくて、もっと制度概要の冒頭の方でもいいと思いました。廃棄物とはどんなものなのかという説明をするときの近くに、この基準があった方が分かりやすいかなと思ったので。

○片山廃棄物リサイクル課長

今、並びの方なんですが、考え方としては、いわゆる廃棄物処理法の目的があって、今回の検証委員会の中で話題になってくるというのが、いわゆる違反行為みたいな、不適正処理をしたというような、そういうものに対して、どんな、例えば行政対応するんだということを、基本的には前に持ってくるような並びにしてるものですから、並びはもう1回考えます。

○清水総務局参事

あと、一番最後の土地の適正管理のところで、ここの説明を読んだ時に、土地を所有、管理する排出事業者はとなっていますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

すみません、誤植がありましたね。

○清水総務局参事

ここ排出事業者ではないですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

排出事業者を取ってください。

○清水総務局参事

いいですね。それで OK です。以上です。「管理する者は」でいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○内藤総務局長

こっちは直ってるよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっと致命的な間違いだったので。

○内藤総務局長

では、その次の方お願いします。

○杉本砂防課長

かぶるところが沢山あるんですけど。ほとんどかぶっているんだと思うんですけど。廃棄物の定義というところが、結局、一番最初にもらった時に書いたのはこのまま残してあるんですが、結局今、この廃棄物の定義についての話になると、5ページ目の一番下の※のところになりますかね。この判断というのは、認定方法は、さきほどもいってましたが、「視覚的、感覚的に区別できる～慎重かつ繊細な判断が多く」、難しいなと思ってね。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃掃法上でいくと、もう第2条に、例えば粗大ゴミとか廃油とか、いくつか定義は書いてあるんですが、それにこれが当てはまるのかと言った時に、途端に分からなくなってしまふところがある。

○杉本砂防課長

どちらかというと、小学生ではないけど中学生でも分かるぐらいの文章で書いてもらわないと多分。この前の市の要望ではないですが、そこら辺の判断が難しいという話があったので、そこら辺は、一つの今後の取り組みとして、考えなくてはいけないところと思っていますが。

そういう中でも、今清水さんの話も出たけど、その土砂の、類するものとか準ずるものは対象外とかという。そうなのかもしれないけど、そういうある一定の量がもう混じっていれば、もうそれは廃棄物だというようにできればいいのになって。

○清水総務局参事

廃棄物の割合の方が多いとあって。

○杉本砂防課長

そう。廃棄物の割合が多いとかね、ある程度、何割占めればもう廃棄物とするとかね、簡単に。簡単になっていったらおかしいけど、わかりやすく。さきほども言ったように、類するものと準ずるものは何が違うのって。そこがやっぱりよく分からない。

○片山廃棄物リサイクル課長

いわゆる土砂の世界、分野だと、改良土とか再生土とかとして扱われるものがあると思うんです。そういったものは、いわゆる市場性というか、皆さんがいわゆる材料というのか、そういったものとして使っているというものは市場性があるって、いわゆる廃棄物、いわゆる危険性がないようなものというのは、廃棄物に該当しないという形になってくると思うんですけど。土砂という分類の中にいわゆる自然由来の土砂、それから手を加えて使える土砂、そういうものがあるということかなと思うんですけど。

○内藤総務局長

こういったものは類するものですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

類するものです。

○内藤総務局長

準ずるものとは何ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それが今いった、再生土とか改良土とかです。

○内藤総務局長

ごめんなさい。類するものはなんでしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

それがどれにあたるか、どっちがどっちというのは、分からない。

○杉本砂防課長

なので、そこら辺の、こういうものを類するもの、こういうものは準ずるものとか、あくまでも利用できれば問題ないということですよ、基本。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。廃棄物に該当しなくてというところですね。

○杉本砂防課長

この対象外というのはそういう意味で、廃棄物の対象外だということで書いてあると思うので、それはあくまでも、今いった再利用とか使えるものについては対象外ということからすると、この類するものとか準ずるものとかというのは、どういうものを指すのかということが、事例みたいなものがあつた方がより分かりやすいかなと思いました。

あと、そもそもの話で申し訳ないですが、この18条報告の位置付けというのが、報告書とかも色々出てくるんだけど、この報告を求めることがどれくらい重いことなのかというのが、ぴんと来なくて。報告を求める、それを求められた事業者はこれだけの法律的に重いことを突きつけられてるよというような、この報告の意味付けというか、それがちょっと分からないので、教えてもらいたいなど。

○片山廃棄物リサイクル課長

報告を求めるというのは、事実が分からない、事実を知りたいと行政側が思ったときですけど、18条報告という法律の規定であるので、あなたがどうしたか、何をやったかということを見せてくださいというのが18条報告で、法律に規定されたもので、いついつまでに出してくださいとか、そういった形で回答を求めるんですけど。それを、虚偽の報告をしたとかということ罰せられることがあるという、それぐらい、いわゆる法的には罰則規定があります。

○杉本砂防課長

罰則規定があるんですね。

○清水総務局参事

そうすると、基本的には虚偽の報告だと罰せられるということは、報告された内容というのはある程度信憑性があると捉えていいということなんですよ。

○福田土地対策課長

都計法であれば、行政処分に至るようなものは、80条で報告を求めたりするんですけど、これは特にそういう意味合いはないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

例えば出してこないとか、嘘を書いたといっても罰則はないのですか、都計法は。

○福田土地対策課長

もちろんあります。都計法の80条であれば、さきほど言ったように大体悪い業者だから求めるということですけど、18条は純粋に分からないことがあるから聞いてみようという、そんなイメージなのか、都計法みたいに悪い業者だから罰するという前提から来

ているのか、そういうニュアンスはないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

悪質性というところで求めるものが多いんですけど、必ずしもそれだけではなくて、大体悪質性があると思うんですけども。

○杉本砂防課長

提出を拒まれたときは、それはそれで。虚偽の報告のときはさきほどいったとおりでいいと思うんですが、そもそも求めても出てこないことになるとどうなるんですか。その先はどうなってくるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

もう一回求めるんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

事実報告違反というものを取る場合もあります。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから報告を求めたのにも関わらず出てこないから、罰を与えますみたいな。違反ですね。

○杉本砂防課長

どういう違反になるんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

30万円の罰金ですね。

○杉本砂防課長

それも罰金になる。では、一緒ですね。虚偽と一緒にということか。分かりました。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

先ほど、廃棄物該当性のところで、結構これが廃棄物か有価物かということ、こちら側が廃棄物だと思っても、事業者側が有価物だと主張するケースが多いものですから、そういう場合に、これが廃棄物ではないことを説明してくださいということで18条報告を求めたりするケースはあります。

○内藤総務局長

よろしいですか。では、3番にいきます。文書のA139。これ細かい話になりますが、この時に、会議をやってまして、XXXXXXXXXXによる不適正な土地造成工事を止め

る方策を検討するために会議をやったということで、みんな集まっているんですよ。この時に、東部健福と熱海市、東部農林、熱海土木。この人たちが集まって、色々問題を話し合っていて、結果が出ていて、熱海市及び東部農林、熱海土木、東部健康福祉センターが連名で工事是正を求める行政指導の通知を出すこととなったとあるんですが、その後、それが出された書類がどこにあるのか確認できなかったんですが、これどうなったのかなという質問です。

文案は熱海市及び東部農林が作成すると書いてあるので、廃棄物課は関係ないかも知れないですが。ただ、この会議の資料は付いていて、その結果がどうなったかという文書がない。せっかくここまで行っていたのにというのがちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

この後、確認します。基本的には東部農林が出している。

○内藤総務局長

東部農林か。では、森林の方についているんですかね。

○大川井森林保全課長

確認してみないと分からないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

これを見ると、連名で、となっているので。

○内藤総務局長

そう。その文書を今まで見ていないのかなって。

○片山廃棄物リサイクル課長

イメージ的には知事名で出すか、これあと所属権限だと、事務所の所長名とかですよ。だから、連名で、というと文書は1枚で、発出者が3人書いてあるなんて、なかなかないので。よくあるのは、各所属が1枚の通知書を同時に出すというのはあると思うんですが、ここは確認いたします。

○内藤総務局長

はい。では、次お願いします。

○清水総務局参事

まず、3の全般というところなんですけど、これはさきほどの概要のところでも言ったことではあるのですが、①と⑥の区域における廃棄物の不適正処理に関する、登場人物と、それぞれの人が何を行っていたのかが、一目で分かるような、何か表なのかあれなのか分からないですけども、何かそういうものがあつた方が、わかりやすいと思ったものです。

から。もし可能であれば。周辺区域に④区域も入れてしまっているんですが、さきほど話では④には、廃棄物は持ち込まれてない、いや、あるのか。

○福田土地対策課長
元々あります。

○清水総務局参事
ですので、④は日金とは関係がない。

○片山廃棄物リサイクル課長
廃棄物混じりの土砂ということで入っています。

○清水総務局参事
そうすると、④区域も分かるなら分かった方がいいですよ。ですので、もし、そういうものがぱっと見て分かるようなものが、作れば、あった方がいいと思ったので意見として書かさせていただきました。いろんな人が出てきて。

○片山廃棄物リサイクル課長
これとまた違うイメージなんですよ。■■■■がいて、■■■■がいて。

○清水総務局参事
で、この人が何をしたかが分かれば。そこで何をやっていたかが分かれば。土を入れた人もいれば。

○片山廃棄物リサイクル課長
源頭部のあたりだと、土砂を扱っていた人、土砂の作業をしていた人とかということもあるんですよ。

○清水総務局参事
そうですね。■■■■さんって人が多分①のところをやっていて。あれ、違ったかな。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。

○清水総務局参事
それから、■■■■さんが土を入れたいと言ったけど、①が終わらなければ駄目だとしていと熱海が言っていたのだけど、いつの間にかまた土を入れているなど思ったりしてですね、そこら辺が、もし、分かれば。すみません。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。何をしている人かが入っているものということですね。場所と人と名前ということですね。

○清水総務局参事

そうですね。あと、次の行がですね、自分が意味がわからなただけなんですけど、A 60 の①の3枚目。建物解体に伴うがれきなので、宅造法による指導は難しい、あと、風致地区条例に基づき指導することも条例として難しいと書いてあって、ここが何で難しいのか、自分が制度を分かっていないのでわからなただけなんですけど、なぜかというのが分かたらいいなと思ったんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

この文書自体は熱海市と東部健福の廃棄物課が。

○清水総務局参事

まちづくり課がしゃべっているんですか、これ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、はい。その文書を共有してるということなものですから。

○清水総務局参事

これは、宅造法と風致地区条例を見れば何となく分かるんですかね。自分でも調べてみます。

○内藤総務局長

これは福田さん、分かりますか。

○福田土地対策課長

いずれにしても、風致地区条例にしても、宅造法にしても開発に関する指導なので、解体に関してどうのこうのは言えないですよ。

○清水総務局参事

開発ではないということなんですか。

○福田土地対策課長

そういう意味ではないかな。壊すことに対する指導は基準としてありません。

○清水総務局参事

何となく分かりました。あと2ポツ目がですね、生活環境保全上の支障が証明できな

いと難しいことを説明と書いてあって、証明とは具体的にどうやるのかなって。さきほどの制度概要の所の、一般論のあれと同じかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですけど、例えばなんですが、川に変なものが流出してとかですね、人に影響や有害なものが流れ出ているとか、廃棄物が原因でとかいったときには大体、水質検査のようなものを行って、例えば鉛が出ているとか、この場合の熱海だとフッ素の数値が高いとかですね。そういったものをいわゆる検査をしてしていく。

○内藤総務局長

それは誰がその調査をするんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

その関係者にやらせるというのがあります。あなたがやっているんでしょと言って。あとは行政が抜き打ち的にそこの土を持っていくというのとかもあります。

○内藤総務局長

これを見ると健福が、命令等をするためには、生活環境保全上の支障を証明できないと難しいと説明していて、熱海市がそれに対して、危険度の判定は土砂でなくがれきであるがゆえに計算することが難しいのではないかと言っていると。熱海市は何か判定しようとしていたのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

崩落ですねこれ。崩落の危険度は、土砂ではなくがれきであるために。

○内藤総務局長

計算は難しいと熱海市が言っていると。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ日金だよ。日金のところの、解体現場の土地が崩れそうだということの話なんですよね。

○内藤総務局長

まあ、関係ないからいいか、では。

○片山廃棄物リサイクル課長

日金のところの土地の中の話ですよ、これ。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

実際には、証明をする必要性は特にはないです。要は、今回お配りした一番後ろの14ページ、生活環境保全に支障が生じる又は生じるおそれがあると認められるとはどういうことかということで、行政処分の指針に書かれていますけれども、いわゆる生活環境については、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物もしくはその生育環境を含むとっておりますけれども。これについて、②のところには高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障が生ずるおそれがあると思わせる相当な状態をもって足りるということではありますので、生活環境保全上の何らかの証明をしなければならないということではありません。

○内藤総務局長

そうなんです。その割にはこの熱海市のこの発言は、判定は計算するのが難しいと言っていることは言っているんですよ。健福も証明できないと難しいと。

○片山廃棄物リサイクル課長

何となく不安だっというようにことをよく言われるんですよ。何となくって言われても。

○内藤総務局長

それでは駄目なんだ。通常人をして支障の生じる恐れがあるということは、「何かあれが落ちてきそうなんだけど」という程度では駄目なんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

何か客観的な根拠が欲しいねといって、大体そういった水質検査をしたりとかですね。

○内藤総務局長

今の説明だと、相当の状態をもって足りる、通常人として支障を生じさせる恐れがあると思わせる相当な状態でいいよと言ってる一方で、でも結局、何かやはり検査をするということですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。はい。

○望月盛土対策課長

最近ね、木くず混じりとか廃棄物混じりの土砂が結構受け入れが厳しくなっているという話を前回したんですけど、その代わりにそれを受け入れるようなところというのは限定されているので、そこへ集中してくる。それで、値段がどんどん処理費が上がってきているという実態があるので。例えばこういうところで木くずみたいな混じりがどんどん入って指導をしていくと。それで、そういうのが噂を広げている。で、あそこ行けば受け入れられるというのが出てきたという情報が回り回って、拡散すると、受け入れやすくなってし

ます。だから今回、指導の仕方が甘かったから、静岡県にどんどん土が来ているのではないかという話もあります。

静岡県は非常に甘いと。他の都道府県は木くず混じりでも非常に厳しいから受け入れができないということがありますので、今回そういうことを、先生方が指摘をしているのではないかなと思ったのですが、■■■先生とか。そこで、では安定計算が必要ですかそういう議論をしてしまうと、絶対計算上は出てこないから、だからそれはもう本当に考え方を考えるしかないのではないかなと思います。どうしてもここで止めるようにしなければいけないとなったら、ちょっとでも入っていれば、それを盾にして止めるようにするとか。そのような感じがしてしまうんですけどね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということは、それは残土処分場という意味ですか。

○望月盛土対策課長

残土処分場。今回、例えば①のところで、大量に土が入ったわけですよ。そこに木くずも沢山入っているわけですよ。そこに木が、倒木も投棄されていると。それを見れば、当然流出する可能性が高いというのは土木であれば分かるんですが、それが生活環境上支障がないという判断をされてしまうと、そこで、指導ができなくなってしまう訳ではないですか。その当時は、土採取条例というのは、ほとんど指導していなかったわけだから、廃棄物はしっかり指導していれば止められたのではないかという論調もあるわけですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

まあ、実際に指導していますからね。

○望月盛土対策課長

ただ指導は確かにしているのだけど、そこでもっと踏み込んだ指導をしていけば、土が入ってこなかったということもあるのではないかと思いますけどね。

○片山廃棄物リサイクル課長

実際我々が動いたという記録があるのは、さきほどの木くずの事例と、瓦の事例は明らかに記録があるので、分かる、指導していたという事例は分かるのですが、それ以外のところはないんです。

○望月盛土対策課長

写真を見ると、木くずとか木が相当入っていると思って、それを見ながら、次の日に行ってみると、土が、その木に覆い被さって木が見えないわけですよ。ということは当然投棄されている。木の上にね。というのは分かるんですが。そういうことを考えれば、廃棄物の視点と土木の視点は違うから何ともいえないのですが、私はその要因があったの

ではないかと思えますけどね。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物混じりの土砂といった時に、一番対処が難しいということなんですよ。そういう意味では。そういったときに、先ほどの話の前に戻ってしまうのですが、土砂に類するものとか、土砂に準ずるものというものが、いわゆる通常どれぐらいのレベルで市場に回っているのかとか、そういうことにもなるのかなと思うんですが。どれぐらい混じってるという定義はないものですから。

○杉本砂防課長

でも、木くずが入っていれば、土砂に類するものとか、準ずるものになるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

その判断は基準がないですよ。

○杉本砂防課長

■さんはそこをまた突いてきていて、木くずが入っていれば当然ながら、そこが弱点になって崩れる恐れがあるということも言っていて、確かにそれはそれで合っていると思う。確かに盛土は構造的にはそのような不純物というか、そのようなものが入っているとまずいのでね。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから社会通念上、その辺、その辺って言うてはあれですが、廃棄物がないという状況の、いわゆる建設現場とか工事現場とか解体現場があるかという、混じっているケースは、ないことはないという状況もあるんですよ。

○望月盛土対策課長

でも最近は少なくなっている。数年前までは相当結構、廃棄物混じりというか、ガラ混じりとか、木くず、葉っぱとか、そういうものがありました。最近は一切受入れられない。残土処分場が。

○杉本砂防課長

昔、川を浚渫をする時に、川の表面には草は生えていたりするじゃないですか。ああいうところの単価はものすごく高いんです。それで、本当に土砂だけであれば、そんなに処理費は高くないですが、草とかそういうものが混じってくると、ものすごい、いい単価を取られます。だから、1種、2種、3種とか、そのような言い方をしていたと思いましたが。

○清水総務局参事

それは振るわなければいけないからとか、そういうことですか。

○杉本砂防課長

というか、振ることもできない位に一緒にぐちゃぐちゃになってしまっているものを、そのまま持って行った、昔はね。それが今はもうできなくなってきたということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

浚渫土は産廃ですか。

○望月盛土対策課長

ならない。

○片山廃棄物リサイクル課長

ならないでしょ。だから、浚渫土というと、土砂に準ずるとか、類するものにならない。またそれもややこしいのですが。

○内藤総務局長

次。

○清水総務局参事

次に、A64 の4枚目の方で、熱海市が言っていることなので県にはもしかして根拠はないかも知れませんが、 のことをダミー会社、 を の兄弟会社という認識を示しているのですが、これは、何か根拠のようなものはあるのでしょうか。聞かれても困るのかもしれないのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

聞かれても分からないな。

○清水総務局参事

市がそう思っているというだけ。だけというか、市は何か握っているだけかも知れない。県の方ではそこまで分からないということです。

○福田土地対策課長

市の中ではそのような認識があったんですよね、共通で、きっと。

○望月盛土対策課長

これ、登記簿に載っていないですか。そういう話。社長とか。

○福田土地対策課長

おそらく役員の重なりとかあるのでしょうか、、この言い方は分かりません。

○清水総務局参事

ダミーかどうかは、登記では分からないですもんね。

○望月盛土対策課長

ただ住所は一緒だった。

○片山廃棄物リサイクル課長

ああ。

○福田土地対策課長

それはないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

住所が違うんですか。

○福田土地対策課長

3社とも違う。

○望月盛土対策課長

■■■■と■■■■は多分、住所は違うけど、どこかが一緒だったと思って。

○福田土地対策課長

同じビルの中とかであれば分かりやすいですが。恐らくそういうことはないはずです。

○清水総務局参事

分かりました。これも熱海市が言っているのですが、瓦礫の堆積している地点というところで、「C工区に隣接した開発区域外」と書いてあるのですが、これはどこのことですか。これは⑥のことでいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥かなあ。そうですね。はい。

○清水総務局参事

あと、③として隣接する土砂の搬入とあるのですが、この土砂が運び込まれてる場所というのは、これ■■■■と書いてあるので。あれなんですかね、■■■■とは誰でしたでしょうか。

○内藤総務局長

■■■■と■■■■とはどういう関係なのかな。

○福田土地対策課長

会社の名前では出てきますが。あまり細かく説明できないです。

○清水総務局参事

1があって、上部に土を入れるというような記述がどこかにあった気がしますが、そのことを言っているのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

この情報は土木、農林も共有しているような感じがしますが。そこでみんなの認識が同じ認識になるかどうか分かりませんが。

○清水総務局参事

ちょっとこれはペンディングで。多分■■■■が関わっているところは限られていますよね。

○福田土地対策課長

10月18日の一覧表だと出てくるのは1ですよね。1に出てくる。

○清水総務局参事

自分でももう1回、確認してみます。

あと同じ4枚目で、今後の対応のところで、■■■■との面会時に指導する内容、手法について検討しておくとして書いてあるのですが、それはどのような内容か分かるものはありますか。検討結果みたいなもの。

○片山廃棄物リサイクル課長

誰が何を検討するかとは書いていないんですよ、これ。

○清水総務局参事

何かをしなければいけないということで意見を一致したと書いてありますね。で、25日に呼び出すとなっていて。土木と農林に情報提供し、連携して指導とかって。

○片山廃棄物リサイクル課長

次、2枚めくると、ついていますが、建設リサイクル法という、廃掃法とはまた別の法律がありまして、資源として有効に使います、分別をちゃんとして処理しますという法律で、そちらでやろうとしていたんですかね、これ。次の質問項目にもなるのですが。熱海土木が受付けて、市役所が受付けている、どうなっているのか。市経由で土木が受付けているのか。建設リサイクル法。

○清水総務局参事

この分別、解体等の計画書は建設リサイクル法なんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうだと思います。

○望月盛土対策課長

話が戻ってしまいますが、A64 のところで、藤沢の薬品工場でしたよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■がどうのこうのというところですね。

○望月盛土対策課長

二重丸付けてありますよね。これ何を意味しているのかなと思って。一般的に■■■■の工場から出る土は、普通は土壤汚染対策法が適用されますよね。

○清水総務局参事

確かにやばそうな感じですよ。要対策土ということですよ。

○望月盛土対策課長

そう。普通はそうなんですよ。ですので普通はこっちに持ってこないですよ。ですので、ここはクエスチョンということで二重丸付けたのかなという気はしますけどね。

○望月盛土対策課長

現場の土を見ると、真っ黒の土が入っているものがある、それが鉛の出た所と場所は一一致するんです。今回はフッ素と鉛が出ていますよね。鉛が出ているところは、一つのポイントしかないですが、そこに投棄しているのではないかなと思って。

○清水総務局参事

フッ素とかは場合によっては、固化材のあれではないか。

○望月盛土対策課長

それはあり得る。

○片山廃棄物リサイクル課長

あとは浚渫土、海、海岸端とかの浚渫土だと含まれます。だけど、それは自然由来なので、そのフッ素。それでまた紛らわしいんですよ。

○望月盛土対策課長

廃棄物対策課だと、どうしても土壤汚染のことは知らないと思う。素通りしてしまって、それを例えば生活環境保全課の職員がいれば、XXXXXXXXXXの工場だから、おかしいから聞いてみよう、神奈川県に確認しようという話になると思います。そこで分かっていたら、わざわざ汚染土が入ってくる必要がなかったということになるかも知れないし。代執行費用今 11 億円ですからね。

○福田土地対策課長

工場建設と書いてあるので、もしかすると汚染される前かも知れませんが。

○片山廃棄物リサイクル課長

工場建設が立て替えだったりして。

○福田土地対策課長

どちらか分からないけど、新築であればね。

○内藤総務局長

これだけでは分からないですね。ただ、確かに二重丸が何なのかって。

○清水総務局参事

そうですね。ここだけついてる。

○片山廃棄物リサイクル課長

不作為を問われないことについて双方で意見は一致している。関係機関が集合して指導する。これがまた 25 日にあるのか。

○清水総務局参事

自分も書類を見きれていないのですが、25 日があるのかな。これは廃棄物の資料についていませんが、場合によっては森林の資料についているかも知れません。他の書類も見てみます。追加させていただいて A65 の 1 枚目の日金はいいです。この、XXXXXXXXXX付近の不法投棄現場は、どこのことをいうんですか。

○福田土地対策課長

⑤じゃないかな。

○清水総務局参事

これはこれで、とりあえずわかりました。次は 4 ページ目に行ってください。A の 65 の 2 枚目、概要の所で、概要の 4 行目から 5 行目にかけて、ガラ等の廃棄物、基礎部分などに裏山を削った土砂をかぶせて、あたかも正規に造成していたかのように装って分譲

していると書いてあるのが。これは日金のことか。でも伊豆山地先の自社造成時に仮置きとして称して運搬ものの・・・と書いてあるから。

○片山廃棄物リサイクル課長
これは⑥かなと思うんですけどね。

○清水総務局参事
これは⑥のことなんですか。ここに書いてあることが事実だったとしたら、すごいなんか。

○片山廃棄物リサイクル課長
裏山を削った土砂を被せて、ですか。

○内藤総務局長
分譲してると書いてあるね。

○清水総務局参事
分譲してるということは売っているということですよ。これが事実だとしたら、問題なのではないかという気がしたものですから、ちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長
伊豆山の現場の隣地に不明な・・・ が汚泥等の廃棄物を混入している可能性があったと。

○清水総務局参事
場所がよく分からないというのが、この事案の。

○福田土地対策課長
これは聞けないですかね。当時の人に。

○清水総務局参事
聞けるなら、聞いた方がいいですよ。

○内藤総務局長
 さん。今どちらにいますか。

○片山廃棄物リサイクル課長
警察の方だと思いますけど。

○清水総務局参事

ではここもペンディングで。次はこの A72 と A79。前回確認時に崖となっていたところは土砂により埋め立てられていると書いてあって。

○片山廃棄物リサイクル課長

健福が行っていますね。場所自体はがれき置き場、これ自体は⑥ですね。谷が土砂により埋め立てられてる。谷が。

○清水総務局参事

これは、崖となっていたところが土砂により埋め立てられているということを谷と書いてしまったのかな。この 72 の。

○内藤総務局長

「崖」と書いてあるね。

○清水総務局参事

ええ。この9月。伊豆山。これ⑥なのかな。

○杉本砂防課長

⑥みたいですね。電柱が映っているから。

○清水総務局参事

⑥なんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥です。

○清水総務局参事

で、このがれき置き場も⑥のことですね。この写真の。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

はい。分かりました。あと、2009年11月6日と書いたのは、この指導している内容がありますので、指導内容を、事実関係の中に入れた方がいいのではないかと、書いていただけです。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

次がAの80の1の2枚目です。2の廃棄物課からというところで。1ポツ目で廃棄物処理法で指導するためには、土砂に廃棄物が混入していることが必要だが、現時点でそれを認定するのは極めて難しいと書いてありますが。

○内藤総務局長

これはチェックした。写真を見る限りに誰が見ても混入していると思うけど。

○清水総務局参事

その理由というか、そう考える、理由は何なんだったのかが分かればなど。

○片山廃棄物リサイクル課長

マニフェストがないということではないかな。

○清水総務局参事

土砂に廃棄物が混入していることが必要だが、現時点でそれを認定するのは極めて難しい。

○片山廃棄物リサイクル課長

写真はありますか。

○清水総務局参事

残土処分場と書いてありますが、①のことでいいですよ。

○内藤総務局長

①か。難しいのかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

残土として持ち込まれたとしたんですかね。排出元でどのようなものがどのような形であることを確認しないと判断つけられない。①っぽいですね。

○清水総務局参事

つながりで、搬出元を報告させる方法がないかという話をしています。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物としても動こうと思うけどという感じは取れますよね。

○清水総務局参事

土採取条例、これも熱海市の関係になってしまいますが、土採取の搬出元記入欄が未記入なので、教えなさいということができたではないかなって。

○望月盛土対策課長

①だね。

○清水総務局参事

①なんですよ。

○内藤総務局長

うん。①の方の文書だよ。よく考えたら。

○清水総務局参事

これも、とりあえず置いておきます。

○内藤総務局長

休憩します。

(休憩)

○内藤総務局長

それでは再開します。続けてお願いします。

○清水総務局参事

次が2010年9月15日。A115ですね。これはただ単に、事実関係を整理した表の中で、アスベスト～除去～等という記述がありますが、それは公文書の中にないのかなと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

A3の方に入れた方がいいということですか。

○清水総務局参事

いや、事実関係の整理は公文書に書いてある事実だけを書いた方がいいかなというところで、公文書に記載のないものは書かない方がいいなと思いましたので。ちょっと場所を確認してもう1回やり直しますこれは。すみません。次がですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

A121。

○清水総務局参事

いや、そこはいいです。書きぶりだけの話なので。次は、A の 132。2010 年 11 月 8 日と書いてある。

○内藤総務局長

A132 って 11 月 5 日だね。A の 138 ではないの。

○杉本砂防課長

いや、A132 の 2 ページ目が 11 月 8 日になっている。これは A133。

○内藤総務局長

A133 だ。

○清水総務局参事

ではこちらの日付が間違えているのかな。この事実関係の資料は A132 となっています。

○片山廃棄物リサイクル課長

では A133 かこれ。そうすると。

○清水総務局参事

どちらか分からないですが、この■■■■に頼まれて無料で土砂を運んだ旨供述と書いてありますが、それはどこに書いてあるのかと思ひまして。

○内藤総務局長

誰が供述したの。

A134 ではないの。

○大川井森林保全課長

A134 っぽいですね。■■■■。

○内藤総務局長

この■■■■に聞いたら。

○片山廃棄物リサイクル課長

A134 か。

○内藤総務局長

この番号が違っていたということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

こちらの記述が間違いか。そうすると。すみません。

○清水総務局参事

次は4ページの一番下、2009年2月5日のF005。この中に書いている伊豆山分譲地というのは⑥ですか。これはどこのことですか。写真から見れば⑥でいいのか。

○杉本砂防課長

⑥だね。

○清水総務局参事

あと下の二つのポツです、■■■■さんの供述の中で、自社の所有地と記載されていますが、この⑥区域というのは、■■■■の所有で、②のところですかね、F005の2枚目の■■■■の事情聴取の、2段落目と言えいいんですかね。場所が狭いと判定されて自身の所有地である熱海市伊豆山分譲地に運んで一時保管しているって書いてあるんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

自社のと言ってますね。

○清水総務局参事

■■■■なんでしたっけ。■■■■ではないですかね。

○内藤総務局長

■■■■のことをいっているんじゃないの。

○清水総務局参事

これを見て思ったのは自分は■■■■の人間だと言っていると思ひまして。

○清水総務局参事

だから■■■■でいいんですよ。

○内藤総務局長

事業主は■■■■であるとその前段で言っていて、自社のというのは、■■■■がという主語を抜けているということではないか。

○清水総務局参事

そういうことですよ。あと、自分が地図を読めないだけですが、ゼンリンの地図がF005の一番最後についていますが。この木くずの不適正保管とか、伐採木の不適正

保管場所と書いてありますが、この場所はどこかって。

○片山廃棄物リサイクル課長

これですよね。2月2日ですよね。

○清水総務局参事

そうです。

○望月盛土対策課長

D工区ではないのかな。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そうですね。これがD工区ですね。

○清水総務局参事

これがあそこの変な道だ。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

これがいわゆるC工区と言われる場所です。C工区のほうがまさにこの辺ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

C工区なので⑥ということかな、こっち側。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そうですね。昔の道なので全然違いますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

伐採木がここにあるんですね。

○清水総務局参事

それがD工区。

○片山廃棄物リサイクル課長

伐採木はDか。コンクリートがらは⑤か。

○清水総務局参事

■■■■が記事で取り上げた写真は、C工区でしたっけ。

○福田土地対策課長

うん。C工区。

○内藤総務局長

あの伐採木の写真ですか。

○清水総務局参事

ええ、そうです。

○内藤総務局長

それはこの地図でいうとどの辺なんですかね。

○福田土地対策課長

コンクリートがらのあたりのちょっと上ではないですか。

○杉本砂防課長

下でしょ。

○内藤総務局長

右斜め下の方ですか。

○福田土地対策課長

これがそうですね。

○杉本砂防課長

ここですかね。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございます。

○内藤総務局長

では次。

○清水総務局参事

次のF7は記述だけなので、また確認していただけたらと思います。次は2009年の4月10日。F10ですかね。

○内藤総務局長

F10は4月8日だね。

○清水総務局参事

え、8日ですか。もう全然駄目ですね。4月8日だ。

○内藤総務局長

F10と書いてくださいという話でね。

○清水総務局参事

ええ。この処理計画の3枚目、保管のところで、作業現場から出た建設系廃棄物の保管場所が伊豆山の■■■■■■■■■■と書いてありますが、それはどこでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥かな。⑥でいいですか。これ。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

⑥でいいです。

○清水総務局参事

分かりました。次はFの015の2の②です。

○片山廃棄物リサイクル課長

5月14日のところですか。

○清水総務局参事

いえ、5月14日は記載ぶりなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

この2の②ですね。

○清水総務局参事

そうですね。Fの015の文章の2の伊豆山における造成工事についてというページがある4枚目です。「このがれきの堆積してる地点は、C工区に隣接した開発区域外である」と書いてありますが、これがどこかなって。

○内藤総務局長

さっきも言った。さっきと一緒に■■■■■■■■■■の寮でしょ。同じ文章だよ。

○清水総務局参事

あ、本当だ。①でいいのか。①でしたよね。

○内藤総務局長

ええと⑥。

○清水総務局参事

C工区に隣接した。何が何だか分からなくなってきました。

○杉本砂防課長

同じような文章だよ。

○内藤総務局長

多分同じものがついているんだよ。

○福田土地対策課長

そうそう。ありますよね。そういうの。

○清水総務局参事

分かりました。では2の③もいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

で、隣接地における土砂の搬入ですか。

○清水総務局参事

これも多分■■■■が関わっていて、さきほど聞いて確かわからなかったのに、■■■■
■■■■が関わってきたところは限られてますよねという話をしたところですよ。また確認しま
す。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい、分かりました。

○清水総務局参事

次がFの20で、その2ポツ目と3ポツ目ですが。これもさきほどの文章ですよ。

○内藤総務局長

ああ、■■■■とか書いてあったものね。■■■■さんか。

○清水総務局参事

これもいいです。次が、F023。これも■■■■の関係は、いいです。さきほども話をさせ
ていただいたので。■■■■の取締役ではないのかというのは。あとその3ポ
ツ目は、2009年6月18日だから、このA3の資料の2009年の6月18日のところで、

一番最後にセンターは同社の責任回避を狙うものと推認と書いてありますが、公文書には確かそのような記述はなかったと思いますので、そこは、取った方がいいのではないかと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

法の整理のところを度々使ってるんですね。

○清水総務局参事

考察の方で推認と書くのはいいですが、事実関係のところは公文書に書いてない内容を書くのはどうかと思います。事実関係はあくまでも公文書から拾った事実だけを書くようにしないと、また事実を捻じ曲げているように取られてもいけないので。考察で使うのは全然いいですが、事実関係を見せるところはもう本当に公文書から拾った内容だけというようにしないとということです。次がF26の1ポツ目は警察に相談した内容を事実として記載してもいいのではないかというのは、事実関係の書きぶりだけなんです。2ポツ目で、この7月3日付けの東部健福の文書がついていて。

○片山廃棄物リサイクル課長

7月15日のですか。

○清水総務局参事

7月15日の。[REDACTED]から事実申立書面を徴すると、②の処理方針案のところに、書いてありますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実上のと書いてある。

○清水総務局参事

この求める事実というのは何なのかというのはよく分からなくて。あなたは排出事業者ですかと聞いて、排出事業者ですという書面を徴するという意味ですか。これは。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここで言う事実とは何か、根拠の内容。事実とは何か。

○清水総務局参事

この事実を証するため、[REDACTED]から。

○片山廃棄物リサイクル課長

どこの部分のですか。この中のですか。

○清水総務局参事

この処理方針案のところですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

書面で徴する、これは何を徴したのかという話ですか。

○清水総務局参事

事実とは何なのかと思ひまして。あなたは排出事業者ですかと[REDACTED]に、私は排出事業者ですというものを outsources という意味ですかこれは。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

おそらくそういうことだと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

書面でも書いてある。で、問いで出しているということですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

排水事業者の名前を入れさせて報告させるという。

○清水総務局参事

18条報告に類するような。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そうですね。

○清水総務局参事

わかりました。18条報告を出したときに、[REDACTED]が私が事業者だと言っていたから。最初これを読んでいた時には、本人に聞いて都合が悪いことは答えるわけがないのに何でこれを聞くのかなと思ったのですが。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

書面に残したということです。

○清水総務局参事

そういうことなんですね。わかりました。あと、二つ目のポツですが、一番下に問題点を書いてあると思いますが、ここに書いてある問題点というのは、今現在で考えても同じように考える内容なのかどうかを確認できればと思いました。同じ事案を今現在の目で見ても同じように、このようにに悩む問題なのかって。今の目で見ても同じであれば当時の判断は妥当だし、今の目で見ると、いやそんなことないということであれば、当時

の対応に問題があったのかなど。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。これは持ち帰って回答します。

○清水総務局参事

次が2009年の8月27日のFの30です。2009年8月27日。このA3の8月23日、ここにFの30と書いてありますが。そこで、XXXXXXXXXXは資金繰りが悪く、廃棄物の処理の見込みがたっていない旨の供述と書いてありますが、Fの30にそのような記述がないなどと思ひまして。これ、日付が違っているかもしれないので、また確認します。

○杉本砂防課長

指導票と書いてあるよ。2枚目。

○清水総務局参事

この呼び出しとか日金町云々、指導票交付だとかは書いてありますが、その一番最後のところが書いてあるように見えなくて。書いてないとすれば、事実関係の整理表から抜いた方がいいかと思ひまして。

○片山廃棄物リサイクル課長

書いてないね。確認します。

○清水総務局参事

次は6ページの、2009年の11月6日のFの34。2ポツ目、直ちに土砂の崩壊等が発生するような状況は見受けられていないと書いてありますが、何でこんなこと書いてあるのかと思ひまして。

○片山廃棄物リサイクル課長

根拠があるかという話ですよ、これ。

○清水総務局参事

そうですね。やはり崩れるかもしれないという認識があったということなのかなって。崩れる崩れないの何か。その、崩れるかもしれないという認識があるような一端を示す文書、表現なのかと思ひて。

○片山廃棄物リサイクル課長

別紙口頭記録、これが分からないな。手書きで書いてあるけど。ついてないですね。

○清水総務局参事

ついてないですね。危険性みたいなものの認識があったのか、なければこんなこと書かないと思ひまして。

次が、2009年の12月18日。ここに、群発地震云々とか、影響を確認とか書いてありますが、この事実は今回の検証に何か関わってくるものなのかと思ひまして。特に変化はないと書いてありますので。この地震の影響というよりも、Fの042の地滑りの跡があるだとか、新たな廃棄物が搬入されているだとかという伊豆山の現場の動きがあったことを事実関係として入れた方がいいのではないかと思ひました。何でここにあの伊豆の地震の関係の事実を入れるのかよく分からなかったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。A3の方に記述を入れた方がいいということね。はい。

○清水総務局参事

次が、2010年の1月5日。廃り室が技術管理課に建設リサイクル法による指導対応について相談と書いてありますが、その事実関係とはどの公文書かなと思っただけです。公文書の番号が入っていなかったの。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録文書を書いてないということですね。

○清水総務局参事

ええ。もしあるのであれば何を相談したのかも書いた方がいいと思っただけです。次が、2010年の1月13のところ、2ポツ目と3ポツ目を入れた。Fの44で、確かこれはあの、関係3社に排出事業者は誰というような18条報告を求めた後で、それぞれから、回答が出てきた、あの[]ですという回答が出てきた後なんです、この2枚目の[]との関係についての中で、日金の廃棄物の排出事業者が不明確と記述されていますが、18条報告を3社に出して確認したのに、なぜこういう認識なのかなというところ、廃棄物課が、[]さんが説明していることを証する書類が欲しいと説明していますが、18条報告であるとか、[]さんが説明している内容だけでは足りないのか、そこら辺がよく分からないところですね。もし書面が必要ということであれば、[]さんから聞き取った内容を書面化して、その場で署名してもらうこともできたのではないかと思ひます。その辺りを、なぜそういう認識でというところが分からないので、分かればと思ひます。あと一番下のポツですが、[]に種々の書類の提出を求めています、新たな書類の提出を求めなくても、これまでの18条報告の内容や、本人への聴取内容によって、手続きを先に進めることも可能だったのではないのかと、端から見るとそう見えますが、そのあたりどうだったのかというところ、あと、事業者に書類を求めるよりも先に、今調べた事実関係はこうだったが、これで先に進めますかということ、法律相談等を行うべきだったのではないかと思ひます。記録上はそういうことを行

った形跡がないので、その辺りどうだったのかを確認できたらというところです。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

次が、2010年の3月26日のFの047で、これは単に、[REDACTED]に排出事業者の関係で相談されたと思いますが、この8-3Qとか、9-1Q~3Qがなかったので、具体的に何を聞いたのか。これ結論しか書いていない、相談結果しか書いていないので、何を聞いたのか分からなくて。この人は[REDACTED]の排出事業者だと言っていますが。もし何か分かるものがあればと思っただけです。

○内藤総務局長

あと、これは結局[REDACTED]に、何かアクションを起こしていますかね。

○清水総務局参事

[REDACTED]には18条を出してるんだよね。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

出しています。はい。

○内藤総務局長

この後出したんですか。

○清水総務局参事

[REDACTED]に出したのは3社に18条報告を求めたときですよ。これはその後ですよ。その相談は。

○内藤総務局長

その後ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

[REDACTED]にその後は関わっていたか。行っていたか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

関わっているはずですけど、分かりません。

○内藤総務局長

この記録がないんですよ。ここで相談して、[REDACTED]を排出事業者として指導し相

手方に異論があるのであれば、それを証拠づける書類を提出させるというのはどうだという助言をもらって、その通りやってみた形跡がないですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
その後の対応は、ということか。

○内藤総務局長
そうですね。

○清水総務局参事
次は6ページが一番下のFの51のところ、熱海の■■■■さんの発言の中に、赤井谷の残土処分場はほぼ市役所の指示通り工事がなされ(沈砂池を設けること等)、■■■■によれば6月で作業が終了し手を引くと書いてありますが、これは具体的にどこ、でも、これも、熱海市が言っていることで。

○片山廃棄物リサイクル課長
残土処分場と言っているのです、①だよ。

○清水総務局参事
これって、あの①の写真。これが防災工事かと、■■■■がおっしゃっていたあれのことですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長
右下の方にちょっとした沈砂池みたいなをつけてみたい。

○清水総務局参事
なので、市役所が指示をしたということなんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長
ええ。で、ここで資金繰りの話が多分出てきている。

○清水総務局参事
ですので、①のその措置命令を見送る要因になった、あの防災工事のことを言っている。

○片山廃棄物リサイクル課長
理由の一つですよ、これ。

○清水総務局参事

措置命令を見送ったのが2011年。1年前ぐらいの話になりますかね。分かりました。次は7ページ、F52です。ここに書かれている対応の関係ですが、3ポツ目です。この公文書の①の排出事業者の特定のところでは、18条報告内に不明点が多いので、再度18条報告を求めるとしてありますが、②の日金町のがれきのところで、指導表は[]として構わないのではないかと書いてありますが、矛盾を感じまして。

多分、指導というのはその先に繋がるための指導だと思いますが、その指導先というか、その排出事業者が特定していないのに、[]でいいのではないかと。そうであればもう言ってしまえばいいのではないかと。あとは、先ほど言ったものと同じです、関係3社に18条報告を求めている、[]本人も自分が排出事業者だという報告を上げてきているにもかかわらず、その内容が不明確だ捉えている理由がよく分からないと思ったものですから。重ねてになりますけれども、その辺りが分かればというところですよ。

あと、次にFの53の課題のところで、書面上の裏付けがない、関係者は排出事業者が[]としているが、書面上の裏付けがないとしていますが、その18条報告が書面上の裏付けではないのかというところが、どうなのかなという。

○片山廃棄物リサイクル課長
契約書はないのか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
分かりません。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。持ち帰ります。

○清水総務局参事

あと、確か18条報告を求めている、[]が一番最後に報告を上げてきて、それが確か平成21年の12月だったと思いますが、もしここに書かれているような認識をしていたのであれば、すぐに追加の報告を求めたりとかするべきであったのではないかと思います、その半年後に、このような検討をしているのは何でかなと思いましたので、書かさせていただきました。次が、参考までにというところですが、このF57。

○片山廃棄物リサイクル課長
7月1日ですか。

○清水総務局参事

そうです。[]が残土を処分したいという説明をしていますが、その2枚目に、残土処分を行う地点は、伊豆山の造成地内のがれき類が置いてある場所と、造成地東側の[]が残土処分を行っている箇所の間部分を搬入した残土で法面上に盛土する予

定と書いてありますが、これがどこのことかなって。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

Dだと思われませんが、はっきりしたことは分らないです。

○内藤総務局長

ここは結局認めなかったんだよね。

○清水総務局参事

認めないと書いてありますが、■■■さんは土を持ち込んでいる作業をやっているとあって、そこら辺はよく分らないですが。この1枚目で示している、点線で囲っているところはまた違うんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

違います。

○清水総務局参事

そことは違うんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

はい。

○望月盛土対策課長

①ではないか。

○大川井森林保全課長

■■■は、というと①ですよ。

○内藤総務局長

■■■は、というと①なのかね。

○清水総務局参事

⑥と①の間みたいな感じということですかね。その言い方も変なのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

第2の盛土の方ですか。

○望月盛土対策課長

ちがう。本当に源頭部そのもの。

- 清水総務局参事
源頭部そのもの。落ちてしまったところということですか。
- 望月盛土対策課長
そう。
- 内藤総務局長
やはり①と⑥の間を残土で埋めたいという話かこれは。そういう感じですか。
- 廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
はい。そのように見られています。
- 杉本砂防課長
Pのことを言ってますか。
- 廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
Pではなくて、源頭部の斜めに入ってくる道の上側です。
- 片山廃棄物リサイクル課長
落ちた道路がある。あの上側ということ。
- 廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
はい。上側。
- 清水総務局参事
ここのところになるんですね。
- 片山廃棄物リサイクル課長
ではP部だ。
- 廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
P部はこの絵だとそんなに広くないですよ。
- 内藤総務局長
そこは結局盛られてないんですよ。
- 廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
盛られて、落ちたと思います。源頭部の場所ですので。

○内藤総務局長

そうか。やっちはまずかったところか。結果として。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

道は落ちてます。

○杉本砂防課長

落ちているよね。

○内藤総務局長

ただ、それはもう廃棄物リサイクル課の話ではないですよ。

○清水総務局参事

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、これは、誰と誰ですか。残土処分場工事についての確認と言っているのか。

○清水総務局参事

ちなみに、この残土処分については、恐らくFの63を見ると、 の残土処分場という場所が急に出てくるので、これは、やっってしまったのではないかと思います。F63、7月26日です。F59で熱海市が の方に、 の造成中の箇所が完成しないと次の残土処分計画を認めないという結論となったということを伝えて、反論することなく電話を切ったと書いてあるのですが、F63には「 の残土処分場」といきなり出てきたので。

○杉本砂防課長

答えられますか。

○清水総務局参事

少し休憩してもいいですか。

○内藤総務局長

はい。

○内藤総務局長

それでは、次お願いします。

○清水総務局参事

事実関係の2010年7月27日の記述の関係で、この元になっている公文書のF64を見ると、この事実関係の日には、■■■■云々の記述が書かれてるのですが、F64を見た時に、ここに書かれてる内容が無いように見えたものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

熱海市が言ってきたという記録ですか。

○清水総務局参事

事実関係には、「■■■■の残土搬入は造成地の道路状態を修復することが目的である。お盆まで、修復は終わる。●●撤去、残土搬入が終われば行くと供述あった旨を受電」と書いてあるんですけど、それらしき文言があるようには見えなかったの。また確認をお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○清水総務局参事

これは確認だけなのですが、これはもう答えとしては分かると思うのですが、Fの66に造成地①と造成地②とあって、後ろに写真がついているのですが、造成地①は⑥区域のことでよろしいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。よろしいです。

○清水総務局参事

造成地②はどこかわかりますか。一番上部のところと書いてあるのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

Dと思いますが。違いますでしょうか。これは番号いくつでしたでしょうか。

○清水総務局参事

F66です。分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですよ、造成地②はDで。

○内藤総務局長

Dということか。先程の■■■■の残土処分場と形が似てますね。一番上が。

○清水総務局参事

この一番上は何かそんな感じがしますよね。一番下は何か。

○片山廃棄物リサイクル課長

後ろ向きで撮ると、一番上の写真みたいなるのかな。ひっくり返って、撮影者が。違うかな。

○清水総務局参事

「内部にどんなものが埋まってるかもわからないような印象を受けた」って不穏です。分かりました。次が、2010年9月16日のF74の2枚目の■■■■■■■■■■の記述のところに、まとめのところで、関係3者に18条報告の追加報告を求めると方針を決めたようなのですが、この年の6月の時点で確かその方針だったと思いますが、また3か月後に同じような話をしてるので、なぜ先に進まないのかと思いました。

次は結構です。前に言った内容と同じですので。■■■■の話を書いているのですが、このF76のところ。これは事実を書いただけですので結構です。あとは記載の関係だけなので結構です。以上です。

○内藤総務局長

記述の話はまた御検討をお願いします。次の御意見は時系列表ですね。

○大川井森林保全課長

ざっくりとした意見で申し訳ありませんが、時系列表を見た時に、特に2011年以降なのですが、他部局や市との連携のような内容があまり出てこないなと思いました。これはやはり記録が残ってない。森林側でも、あまり残っていないので、連絡を取り合っていなかったのかなって思いました。反省点として、あまり連携を取れていなかったなど、そのようなことも言えるのではないか思って記載したのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的に東部農林、東部健福という組み合わせといいですか、そういうことはいくつかの文書はあるけれども、その後の対応が分からないというものがあるんですよね。

○大川井森林保全課長

そのように感じた部分がありましたので書きました。

○片山廃棄物リサイクル課長

又は、対応はいくつか共同でやっていたものの、その後の対応がどのようなであったかという、そのところですね。最後にまとめる時に何か、連携のところ、そのような話が出てくるのではないかと思います。

○内藤総務局長

そうですね。はい、それでは次お願いします。

○福田土地対策課長

F005 の場所を見ると、写真を見るとものすごい量の廃棄物が盛られていて、これらはどのようになったのでしょうか。

○清水総務局参事

これが埋められてしまったということですね。

○福田土地対策課長

これが埋められてしまったということですか、みんな。そうなんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

マニフェストを確認できたのって 20 何平米っていうのはこのA3のところ、一部は片付けたよという内容はあるのですが、これがある日突然なくなっていた。そして、埋められているのを自供したといえますか。ですから、他に持ち出されたといっても、適正に処理をしたと言われても、そこは信じられないということです。

○福田土地対策課長

この場所に埋められてしまったということでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことです。

○内藤総務局長

それは結局のところ、掘り起こして移動させたんでしたでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

掘り起こして片付けると。誰でしたでしょうか。

○清水総務局参事

今指導をしているところなんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

今指導をしていますね。

○福田土地対策課長

■■■ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■です。

○内藤総務局長

ああ、そうか。⑥のところか。

○清水総務局参事

これから試掘のようなことをするんでしたでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

今、■■■のところに行って、弁護士を通じて自分が埋めたのだから、貴方がずっとやっているとやっているじゃないですか、それから自分でやるという誓約書も書いたではないですか、何もやってきてないじゃないですか、こういう状況になってるのだからやりなさいって話で、今弁護士に、やらせるということで、■■■に伝えて下さいと。今やるような計画で、この辺りに埋めましたという話があり、ここを掘る予定ですというものが出てきています。

○内藤総務局長

もう結構ずっと前から毎年のように指導をしていますよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。それが1年に1回みたいなパターンで、覚えてるよ覚えてるよ、みたいな。

○内藤総務局長

それはまた後で聞きますけれども。

○福田土地対策課長

分かりました。

○内藤総務局長

それでは4番にまいります。所管法令に基づく手続きについて。考察のところですが。考察ちょっと変わったのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

考察のところ、もう少し詳しく説明させていただきます。お分けしたものでいくと、6ページのところなのですが。考察するに当たってなのですが、まず、全容を把握する調査、それが適切であったのかというところで、全容把握、アとしては全容把握で情報収集の

観点から事実関係を整理して、イのところでは18条報告や、排出事業者の特定、その辺の情報収集をしっかりとできてたのかというようなことを確認して、それに対する考察をしたというような感じです。そして(2)のところが、対象者への指導ということで、そこをどのようにやっていたかということで整理しました。そして(3)のところは、いわゆる行政処分を発出できた可能性がなかったのか、その辺のところをどうしたかという点で、考察を入れたりしました。そこが加わったということです。

○内藤総務局長

ページが変わってしまっているのかも知れないですが。先程も同じようなこと言ったのですが、関係者から18条報告というものをもらっていて、元請けというのでしょうか、元請けは[]なののでしょうか、よく分かりませんが、「排出事業者は」といい換えていただいてもいいと思うのですが、[]であることは明らかに見えるのですが。私が見た限りでは、その報告を見ればですが。であるにも関わらず、いや、これではまだ特定できないということは、何故なのかなと思いました。みんなが[]が排出者だっていうことを言ってるのに、特定できませんと。その理由は何なのか分からないですけれども。例えば契約書などの文書がないから特定できないんです、ということだとすると、口頭で今回みたいに、口約束だからという場合は、全くその特定ができないということになってしまうのですが、それでいいのかということ。それから、その関係者がみんなめちゃくちゃなことを言ってですね、主張も食い違っているので、なかなか特定できなかったということであれば、例えば、関係者をみんな集めて、聞き取りをすることはできなかったのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

一同に介してか。

○内藤総務局長

それしかないんですよね。個別に聞いても、みんなめちゃくちゃなことを言うので、であるならばみんなを集めて、みんながいる前で、どうなんだ、どうなんだってというようにやるしかなかったのではないかと思うのですが、そのようなことは検討をしなかったのか、ということです。

あと、一番最後のポツは全般的に、ずっと、延々と何年も何年も、排出事業者が特定できないから命令ができないというような記載が出てくるのですが、何とか特定しようという努力をしている形跡があまり確認できないのですが。特定に向けてですね。それでは、今思うに、どのようにすればよかったのか、何か策があるのかどうかという、そのような内容があれば、最後の今後の対策のところに書けるかも知れない、ということです。

○片山廃棄物リサイクル課長

措置命令をかけるということは、事実認定がしっかりとできてからというところがあり、行政指導の段階では、別に、その人かなという予測、推測ということで指導はいくらでも

できます。では、実際に措置命令をかけるということは行政処分になるので、事実関係をしっかりと確認が必要であるということ、また、生活環境保全上の支障があるというところの廃棄物処理法で要件があるので、その辺りが一つあるのかなと思います。関係者が誰であるかということと。

○内藤総務局長

生活環境上のというものもありますが、結構文書を見ると、やはり排出事業者が特定ができないってものが結構出てくるんですね。そして、裏付けが必要と今おっしゃったのですが、それでは18条報告で■■■■■などが、排出事業者は■■■■■であると、はっきりと書いてあるのですが、それは全く証拠にはならないということでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

どの文書であるかすぐ探せないですけども、そのように言っているその根拠が何であるかを求めていたような気がします。

○内藤総務局長

そうだとすると、結局、例えば契約書等も取り交わしていないような、口頭である場合は、どうしようもなくなってしまうと思うんです。ですから、18条の報告をもって、それが正式に証拠にならないのかなと思ったのですが、■■■■■が言っている文書がどこかにあったんですね。何番の文書か御存知ないですか。

○清水総務局参事

■■■■■が言ってるとは何を言ってるんですか。

○内藤総務局長

18条報告で、排出事業者は■■■■■であると言っています。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

結局は契約書など、そういうもの、何か証拠になるものを求めていたんです。それが出てこなかったということです。

○内藤総務局長

今回の場合、契約書がないということなので。そうすると、そのように言われてしまうと、もう永遠に認定できないということになってしまうのですけれども。それで終わってしまっているのかということですね。もちろんみんな大変だったとは思いますが、何か手立てがなかったのかと思います。先程、清水委員も言っていましたけれども、これで命令を出すことができるか法律相談をするなど、そのような動きもなかったようなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですので、考察を一つ入れさせていただいたのですが、9ページのところの考察の中、四角の中なのですが、まず[]社に対して、措置命令の発出は視野に置いて18条報告を行った。そして、悪質性があるから行うということでもない。2ポツ目では、措置命令に至らなかった理由は、調査結果から必要な要件を満たす事実が明らかにならなかったと大きく説明をしていますが、これが先ほど申し上げた生活環境保全上の支障というところ、ここでもいわゆる明らかに見えるような支障がないけれども、ここで少し考えられることがあったのではないかとということです。例えば、今見えなくても、支障はおそれでも考えられるので、将来的な支障のおそれを、そういうので措置命令という生活環境の保全上の支障があるということが要件で、誰がというところと生活環境の支障が必要ということがあるので、生活環境保全上の支障については、弁護士に相談する、相談してみるというのもやってみたら良かったのではないかとこの考察は入れさせていただいた。そのようなことも考えられたと。

○内藤総務局長

2ポツ目が少し、これで諦めてしまってよかったのかということは思うのですけれども、ここをまた今後、話をしたいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

次の6ページ、またページがずれてしまっていますが、[]が、これも同じような話なのですが、源頭部北西側区域に残存するがれき類等を撤去するという覚書を[]さんと交わしていると。それでも[]が排出業者と言えないのか、と思ったのですが、[]が、これは自分が撤去しますって言っているわけですね。そこまで言っているということは、明らかにこれは[]が自分のものだという認識を持っているということではないのかなと思いますけれども。そのようなものも、裏づけをする書類とは認められないのでしょうか。その覚書っていうものが。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

この覚書はあくまで[]が、土地所有者としての覚書ですので、排出事業者、事業者としての覚書ではないので、それをもって排出事業者ということ特定することはできないと思います。

○内藤総務局長

土地所有者。なるほど。

○清水総務局参事

逆にいうと、保管をしている者と見るができなかったのでしょうか。自分が持っている土地に廃棄物があるということを承知していて、それを売却した時に、自分の土地の上にあるものだから、責任を持って処理しますよというような覚書だったと思うのですが。であるならば、■■■■さん自身は、自分の土地の上で廃棄物を保管しているというふうに認識していたというように捉えることもできるような気がしないでもないのですが。その排出事業者ということではなくて、廃棄物を処理する行為者というような考え方もできたのかもしれないのではないかという気がするのですが。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

その場合は、契約書の中に、例えば廃棄物がこの土地にある、ということを明確にして、その費用分についても上乘せだとか。

○清水総務局参事

確か 3000 万円位安くしているとかなかったでしたでしょうか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そういうものが明確になっているということであれば、当然廃棄物の撤去責任も含めて、売買取引になったということは考えられると思うのですが。ただ、自分の土地の上にある廃棄物ということに関していうと、それが産業廃棄物、自分の事業で出したゴミであるということの説明にはならないのかなと思っていますので、あくまで自分の土地の上にある廃棄物という観点でいけば、■■■■はその廃棄物について土地所有者として契約をしていると考えると、それをもって■■■■の排出事業者責任を問えるというところには、なかなか繋がらないのではないかと思います。

○内藤総務局長

今はその排出事業者でないとしても、今彼が言ったように、廃棄物を保管している者を、行為者に特定できないのかと思うのですが。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

なかなかそれを行為者といえるかどうかということですよ。

○内藤総務局長

保管とは言えないということですか。廃棄物を保管している。保管、収集、運搬、処分
の行為では、保管くらいしかないですね。自分の土地に廃棄物があると知っていて保管
していて、それを自分がしっかりと取り除きますという覚書も交わしているので、自分が
廃棄物を保管してるという認識があったのではないかなと思うのですが。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

保管する認識はおそらくあったと思いますけれども、それをもって、自分が出したゴミ

であるっていうのはまたイコールにはならないと思うのですけれども。

○清水総務局参事

ゴミは出していないんですけれども、確か行為者も措置命令の対象になるということだったと思うので。

○内藤総務局長

排出事業者じゃないとしても行為者に対する命令はできなかったのかなって。保管という行為をやってる者であると。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そこは認定できてないと思います。[REDACTED]が、その廃棄物を保管していたということが認定できてないので。

○清水総務局参事

今考えるとその可能性を探る余地はあったとは言えるんでしょうか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

あったと思います。

○内藤総務局長

分かりました。最後は7ページ、これもページが違うかもしれないですけれども、[REDACTED]に対してですね、埋め立てたがれき類を掘り起こして適正に処理するよという、何年も1年に1回くらい指導をしていて、指導票交付5回、面会7回とあるのですが。これは、いつまでこのような状態なのかと。何回指導したら処分するとか、そのような何かないのかなということなのですけれども。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的にイエローカードがレッドカードになることはないです。

○内藤総務局長

ないんですか。やっぱり、先程の生活環境上の支障がなどという、そのようなステップを踏まなければ赤になることはないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。あとは、いわゆる警察に相談するときも、まずは各所管法、行政法の中できちんと指導をしてください、事実関係を明らかにしてください、というところがあり、そして警察の方も事件化できそうだな、というような動きになってくるものですから、そのため、いきなり警察に駆け込んでも、それは行政法でやるべきことがありますよね、とな

ります。だから、そのような点で、しっかりとやることをやってくださいと言われるので、それは、行政法を所管する所としては、口頭では記録が残らないので、そこはいわゆる文書指導という形で行ったことを全部残していくことをします。

○内藤総務局長

ですから、このように対応してくださっていると思うのですけれども、それを、いったい何回積み重ねていいのかなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

あとは、■■■■がやるということを、我々がどれだけ信用してしまったのかということもあります。

○内藤総務局長

やると言っているから、やるのだからまあいいか、ということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それがよかったのか、ということはありません。

○内藤総務局長

はい。それでは次、お願いします。

○清水総務局参事

一番上だけですが、全般の部分で説明してる中で、QAや指針が、法解釈が分かる資料ということで引用しているところがあり、これはこういう解釈であるといった内容を書いているところがあると思うのですが、その元になるものをいただけないでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

抜粋で書いてあるものではなく、元の資料が欲しいということですね。

○清水総務局参事

ええ。逐条なら逐条そのものをいただけますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

この前に説明した後に言われたことと同じですね。はい、分かりました。

○清水総務局参事

この他は、書いてあることは、新しい考察の方を確認させていただいてからにします。恐らく内容が重複していたり、もうやってあることなどもあるのではないかと思ったので、このように考察しては如何でしょうか、のように記載するなどした部分があるのですが、

そこは、新しく頂いたものを読んだ上でとします。

○片山廃棄物リサイクル課長

触れているところもあるかなと思いますので。はい、分かりました。すみません。

○清水総務局参事

とりあえず、これで以上です。

○内藤総務局長

それだけですか。はい。次はどこの部分ですか。

○清水総務局参事

提案等っていう 10 ページのところへ行きます。

○望月盛土対策課長

Q1.これは、新しい指針が出ているんでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

行政処分の指針ですか。新しいのはどれでしたか。

○望月盛土対策課長

その中にあるのは、いわゆる土地所有者が、盛土をされた、盛土っていうか、投棄されたことも承知しながら、斡旋してるようなところについては、排出者責任云々ではなくて、その土地所有者自体も、責任を負うべきだというような指針になっていますよね。違法行為を知りつつ、土地を斡旋した土地所有者についても、措置命令の処分者となると、例えば、■■■■の土地に対して色んな人が投棄をしたとき、■■■■自体が手を下したわけではないんだけど、それを承知して投棄を許した、その土地所有者に対しての行政処分をすることは可能なのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地所有者が貸したという行為については、何かで確認して、事実関係が、そういったことをやったんだという事実関係を捕まえて、行政処分するということができるかということですね。できそうだ、できる、と書いてあったということですね。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

行政処分の指針は御指摘のとおりです。措置命令は当然かけられますけど、通常あまり措置命令を土地所有者にかけるということは、あまり例はないですけれども、行為者に対して土地所有者がこうやって斡旋することによって、行為者を助けたということであれば措置命令の対象になりますので、このような事例については当然命令の対象になる

と考えます。

○望月盛土対策課長

今回、それに近い状態ではなかったのですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

今回の■■■■■に関していうと、■■■■■がやろうとしてることは、■■■■■も、いわゆる自分の従業員に見立てて、自分の土地に入れてしまえば、要は、許可なく自分のゴミを捨てようと、処分しようとする狙いがあったのではないかなという中で、そういうことをしたのではないかなということは推認される訳なのですが、■■■■■の言い分としては、自分の、あそこに一時的に置いたんだっていうことを言っていますので、そこについて、土地所有者として斡旋をしたかどうかというところは、ちょっとまだ事実関係については掴めないのかなと思っています。

○望月盛土対策課長

伐採部分というのは、それは一般ゴミとか産廃とかいう議論が色々あったみたいだけれども、それによって変わってくるんでしょうか。一般ゴミだと指導権限というものもありますし。

○片山廃棄物リサイクル課長

当然変わってきますね。それはいいですよ。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

はい、いいです。

○望月盛土対策課長

そうすると、今まで県が指導していた行政指導、行政命令というのは市も出せるということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

一廃ということならば、出せます。しかし、県のスタンスとすると、そこにあるものは基本的な産廃だろうということに関わってきたということです。一般的にはそれが一般廃棄物だと言えば、市町村に情報提供して、引継ぐ、そのような流れで行っています。

○望月盛土対策課長

開発した時に、伐採木を他人に投棄したという場合、それは産廃扱いになるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

その点の情報はありません。情報が無いということは、そもそも、その丸太みたいな伐

採木をどうやって取り扱っていたのか、そこは正直分からない。売れた、売れてたのか、売ったのか。

○清水総務局参事

開発しようとしてその生えてる木を開発するために切って捨てたら、それは産廃ということではよろしいでしょうか。事業のために切ったという理由で。

○片山廃棄物リサイクル課長

建設工事ということで出た伐採木は産廃って書いてあるんですよ。そして、開発行為で出たものってそれに該当しないんじゃないかっていうと、開発行為って建設工事とは違うんで、工作物を作るとか。

○清水総務局参事

これ、家を建てるのに端材とか出ましたとかっていったら、それは産廃でいいんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

いわゆる建築用の木材は産廃になります。自分で取り壊した場合は別ですけど、事業者が取り壊した建築用の材木、そういうものは産廃になります。しかし、伐採木については、基本は一般廃棄物です。

○片山廃棄物リサイクル課長

例えば山の木を切ったとか。

○清水総務局参事

それは誰が切ってもそうですか。切る目的を問わずってことなんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

はい。そうです。

○内藤総務局長

そうすると、伐採した木が放置されて、それも埋まってしまっていたに■■■■が言っていましたけれども、あれは市が指導するべきだったということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうかも知れない。その伐採木というのは、山の木を勝手に切ったんだ、という話だとか。

○内藤総務局長

どこの木なのかも分からないんですけどね、写真があるだけなので。切られた木がそこら辺に放置されていて、それも埋められてしまったのではないかと、それが原因だったのではないかって言っているんですけども。

○望月盛土対策課長

自然災害で倒木されて、その上に土を盛った場合は、その木は誰が処分するんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

自然災害だと通常、原因になるのが自然災害だと、いわゆる、天災といわれるもので、原因者がいないということになると事業活動ではないので、そうすると産廃にはならないので、産廃ではないとなると、一廃しかないですよ。

○望月盛土対策課長

その土地の所有者ってこと、処分しなきゃいけないのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

処分しなければならないのは、市町村ではないですか。一廃は。一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、住民はそれに協力しなければいけないっていう建て付けになっているので。

○廃棄物リサイクル課 紅林良彦 課長代理

整理としては、木くずに関しては建設業から出たものだけが産廃です。それ以外は一般廃棄物です。

○片山廃棄物リサイクル課長

建設業、不動産業っていうと。

○福田土地対策課長

産廃以外は一廃ですよ。一廃になれば処理責任は市町にある。

○望月盛土対策課長

■■■■の質問に対してはどのように答えるのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは建設工事が出たんですか、建設業から出たんですか。って。

○福田土地対策課長

開発行為の中で出てるんで、若しくは災害の中で出てるんで。そうすると熱海市です

って。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですから、我々も対応したっていう履歴、記録がないんだよね。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

はい。

○内藤総務局長

その開発、あのときは県がやっていたんですけど。開発許可とか。だから、彼は、そういう県が許可した開発行為なのだから、そういうものもしっかりと県が指導しなくてはいけないと思っているんですよね。だけどそのゴミは、木の投棄みたいなことに対しては、県が指導権があるわけじゃなくて、市にあると。

○杉本砂防課長

開発行為で切った木もそういうことになっちゃうんだね。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、究極のところ、適正に処理されていれば、極論からいくといいですよ。どちらでやっても、それはやっちゃったという、廃掃法での一廃、産廃の区分上の違反ってあるんですけど。それって甘め、大目に見るならば適正処理されてるという究極の目的からいくと、そこは仕方がないかというようなところで行政から見るとすれば、あるかも知れない。次から気をつけてくださいねと言っただけを直すというか、あると思うんですけど。それをしなくて、そこにずっと放置したとか、隠したということになってくると、それは、では誰が指導するべきだったかというところが出てくるかも知れないですね。

○望月盛土対策課長

次行きましょうか。11 ページ。今回の特別委員会の論点としては、廃棄物混じりが入ってきて、適切に指導をしていなかったと。それによりどんどん土が誘引されたのではないかなというような話なのですが。そもそも論として、生活環境の保全というのは、当然、廃棄物が得意としているんだけれども、今回の盛土の復旧の概念だと災害防止ということ素案としてやりますので、やはりどうしても木くず混じりとかがあんまり考えられないというんでしょうか、そういうことがあって、これもですね、盛土、ガラ混じりとか木くず混じりについては、盛土だけで指導するって中々厳しいところがあるので、廃棄物と一緒に指導をしないと改善できないのではないかと思いますので、一つの提案として、廃棄物混じりについては、共管というのでしょうか、廃棄物と盛土を連携しながら対策取るというようなことをした方がいいのではないかと思います。それと Q4 ですが、これも行政処分の指針の中に書いてあるのですが、何が書いてあるかという、例えば廃棄物業者が森林法に違反して許可を得ずに木の伐採をして開発してしまった場合や、都市計画

法に反して開発許可や農地転用をしてしまったということも、それも違反になるので、今後許可を出さないというようなことが書いてあるんですね。こういうことを考えると、産廃の考え方としては、無許可開発ですと、違反ですというようないい方をしているので、森林の方で、今回木を伐採してしまって復元したと、復元したから、次許可を新たにする時に、行政指導に当たらないから、許可を出すようなことをやっていたのですが、我々やはり都市計画から考えると、一度ペナルティ的なものを出して、そこでまたその会社に許可を出さずっていうことはあまり考えられなくて、産廃のような考え方をすれば、当然不法に行為をして、そこでペナルティをして、ペナルティというか改善させて、次は違う会社というか、許可出さないというのが一般的なのかなと思うので、今後ですね、森林については、何かしら改善した方がいいのではないかと個人的に思います。

○大川井森林保全課長

廃棄物処理法の中では法律にその規定がある訳ではないのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

まず、欠格っていう前提があって、いわゆる許可を取ってそういった反復継続して、廃棄物を扱う、他人のものを扱うっていう人は、いわゆる犯罪歴があったりすると許可が出ない、許可しないということがあつたものから。林地開発はそういうところで、そういった要件ってあるのかどうか。聞いたところだと、財務諸表とかで工事能力、資力っていのを見るとあつたんですけど、犯罪歴ってないですよ。

○大川井森林保全課長

ないですね。なので、多分そこは、森林法もそういう考え方をしたらどうだという提案だと思つたんですよ。都計法はそれが法律に書いてあるんですよ。

○福田土地対策課長

資力、信用。はい。そうですね。

○清水総務局参事

許可違反をした人は排除するという書き方ではないですよ。信用だとか、工事の施工能力だとかという、そういうところなんですよ。その中の一つとして、無許可でやったところがその信用という部分をおとしめているという解釈で、1ストライクでアウトで運用しているということですよ。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

同じような運用が森林法とかでできるのかどうかということですよ。

○大川井森林保全課長

ですよね。そこは検討が必要だとは思いますが。他方で、県から市に権限が移った時に、 から他の会社、 に名前を変えれば、やられてしまったというところも踏まえると、ただ、それだけで解決できるのかな、という気はしますけれども。検討の余地はあるかも知れないですね。

○内藤総務局長

そういうのは裁量でできるんですか。そういう何かを作れば。

○大川井森林保全課長

分らないです。法律上にはそういう規定はないので、今までそういう運用はしてないですし。悪意があって違反をしてしまったのか、何かそういうことがわからずに違反をしてしまったのか。我々がどこまでそういう、一般の経済活動を制限できるのかということもあるのかなと思うので、そこは考える必要があるかなと思います。

○清水総務局参事

感覚的には、1ストライクでアウトだと、何か厳しすぎる面もあるのかなという気もしますが。

○望月盛土対策課長

当然それもあるし、それは森林法、産廃も同じように即アウトっていう訳ではないとは思いますが、明らかに継続的に、違法が継続してるとか、そういう要件もありますけれども。今回それは継続的であったのかというのは、結果、今であれば、継続的に違反しているんだろうけれども、その当時は、初犯だったかも知れないけれど。だから、相手の開発者がそういうことを見透かしていると、とりあえず、伐採届で出しといて、そして、どんどんやっちゃって、後追いで認可を取らせようというのが分かっていると、最初から認可を取るより楽かも知れないですね。

○清水総務局参事

なし崩しを狙っているように。

○望月盛土対策課長

それはあるかもしれないですね。どのみち県がそのまま放置する訳ないだろうから。

○杉本砂防課長

やったもの勝ちになってしまう。

○望月盛土対策課長

うん。

○内藤総務局長

ちょっと検討していただければと思います。では、次は5ページですか。

○大川井森林保全課長

5ページは、元の前日の18日の方の5ページなのですが、下に事業者の関係図があり、発注元が全て推認と書いてあるのですが、発注元があり、元請けがあり、下請けがあるという形になっていて、半分答えが出ているのかも知れませんが、排出事業者は先程元請けだという話があったのですが、一般的に考えると、我々が工事発注したときなんかは、何かあったときは発注者の責任が、という話になると思うので、このところの発注元の責任ってどうなのかなというのをちょっと素朴な疑問を感じたので記載したのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

発注元に指導したのでしょうか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

発注元への指導、指導というより、聞き取りをしているというレベルです。廃棄物処理法では発注元に対する責任はあまりなく、あまりないと言うか規定されていません。要は発注元から受けた者、いわゆるその請け負った者が廃棄物の排出者であるという考え方に立っていますので、そういう意味では、発注元、当然発注者が、しっかり契約書を結ばばいいのではないかという点は当然あるのですが、廃棄物処理法で発注元に対する規制的な内容は規定されていないというのがあります。

○大川井森林保全課長

そうすると、監督責任のようなものは特になく、受けた人ということになるということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

公共工事の発注も廃掃法の適用になるものですから、考え方とすると同じ。発注者っていうと同じ立場になってくるので、責任があるというと、よくあるのは、補正予算で金でそこは上積みするとか。そして、工事の方は、いわゆる相当分を工事費で補って、そこが適正に対処する、そういうようなやり方になっています。

○大川井森林保全課長

分かりました。次はA220ですね。[REDACTED]からの取材があって、平成21年にこの案件が発覚して数年経過しているのになぜ撤去に向けた話が進展していないのか、と質問されています。また、告発の話もされているのですが、廃棄物処理法で告発まで

至らなかったのは何故だったかなど、少し疑問に思いまして書きました。あと、その時はそこまで考えが至らなかったとしても、今思い返してみると、今振り返って見てみた時にも、やはり同じ判断なのかどうなのかなど。

○片山廃棄物リサイクル課長

当時は警察に相談をしたという事実はあります。ですから、そういったことは考えていたけれども、再チャレンジしようとしたのかどうかというのは、そこはちょっとわからないですけども、至らなかったかも知れないですね。それであと、告発については時効制度があるものですから、今の時点でできる人というのは限られていて、もう、できないですよ。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

時効は5年です。

○片山廃棄物リサイクル課長

それって■■■■ですか、■■■■ですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

両方です。整理させていただきますと、■■■■が県に告発せよと言ってきているのは■■■■に対する告発です。そして、■■■■は仮に県が告発するとなると、■■■■が不法投棄をしたということが言えれば、当然告発はできたという話になりますけど、当時県が■■■■が不法投棄をしたというところまでは、つかんでいませんでしたので、告発はしていないということになります。仮に県が告発できたとすれば、措置命令をかけて、措置命令違反をもって告発するということは考えられましたが、当然それも措置命令をかけていませんので、結論的にいうと■■■■に対する告発はできなかった。一方、■■■■については、廃棄物を地中に埋めたという事実がありますので、ある意味、そのことについては、これは■■■■とは関係ありませんけれども、地中に埋めたってことは不法投棄を疑えますので、本来的には、この地中を埋めたっていうことをもって、不法投棄であるということで告発することは可能であったとはいえますが、当時廃棄物部門としては、■■■■が掘り出して片付けるということを言っていたことを踏まえて、県が告発するという段階までは至らなかったというのが実際です。ですので、告発するのであれば当然5年の時効がありますのでやった。やったというか5年が経てば告発はできなくなってしまいますけど、今となっては当然これらの行為に対して仮に不法投棄であるといっても告発はできないということになります。

○大川井森林保全課長

なるほど。分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

それから、告発はできないけれども、措置命令は期限がないので、措置命令はできるということです。

○大川井森林保全課長

次は、以前にも話が出たかもしれないですが、■■■■から土砂崩壊の危険性について指摘があったのですが、関係機関との連絡調整や連携はやはり必要だったな、という思いでここは書きました。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここについてなのですが、新しく分けた資料の方の考察の方に少し考え方を入れさせていただきました。ページでいくと11ページぐらいからその話があって、一つ目のポツで、源頭部の残土搬入に関わっていた■■■■が、危険性、これを東部に忠告をしたと、それから本人曰わくなのですが、県庁の砂防課長に電話したっていうのを申し立てたという事実関係の整理があります。それから、それが実行者、行為者でもあった■■■■の情報提供であったということで、その情報の提供内容の信憑性について疑問が持たれた。このため、東部健康福祉センターと廃棄物リサイクル課は、その発言の真意や、災害発生の危険性について確信を持つことができなかった。この事案に対して行政指導をした関係者に対して、■■■■の指摘内容の真偽に関する照会は行ってないと、こういう事実関係の整理があります。そして、廃棄物処理法を所管するところですが、東部健康福祉センターは源頭部北西側区域にこれ以上廃棄物を入れられないように監視するという目的で、継続的なパトロールを実施してきたということで、目的が違うということもございまして、パトロールで確認した状況については、市、それから県内部で情報提供していないと、こういう状況があると。これに対しての考察ということでまとめさせていただきましたけれども、危険性に対する対応については、情報提供があったけれども、廃掃法を所管する部署、それから職員に土木工学的な知見がなかったこと、それから、あわせて通報者からも土木担当者に連絡したという申し立てがあったということで、関係部署に情報提供や確認を改めて入れるような考えには至らなかったということで考察としてまとめました。それから、他法令を所管する熱海市や関係機関と情報共有を行い、連携して対応する知識っていうのが不足していたと言えるのではないかと考察しています。

○内藤総務局長

砂防課に連絡したって■■■■が言っているんですけど。

○杉本砂防課長

行政手続きの方の検証委員会のヒアリングの中でもこれは取り上げられていて、しかしながら、確かそのところに名前も書いてあったんだと思うのですが、その彼にもヒアリングしても覚えていないということや、当然その上司だった人も、覚えていなかったということで、実際にどのような内容が来たのかどうかというのは、砂防課内では分からなかったというのが実情としてあります。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこのところは、検証委員会のところで出てるいるんですね。

○内藤総務局長

それでは、次お願いします。

○杉本砂防課長

私もこれを読みましたが、やはり先程の18条の報告と、むしろこのマニフェストの取り扱いが非常にポイントではないかと思っています。こういう廃棄物の処理については、マニフェスト、制度を用いて、発生してから処理するまでの流れがしっかりとわかるような形のものが、確かそのような制度ができていると思うんですね。しかし、この文書を読んでも、あまりマニフェストというものに対する対応の記述がほとんどなかった。ほとんどというかあまり見受けられなくて、実際にこの取り扱いがどうだったのかなっていうのはあります。そして、元々は建築現場というか、その建物を壊したところから始まるのですが、そこからの取り扱いをしっかりとしていれば、このようなことにはならなかっただろうし、そこを見つけたときにマニフェストはどのようになっているのかなど、そのようなどころの方からも、相手に対して追求していくことができれば、もう少し早めにこの問題は収まったというか、もう少し初期の段階で、ある程度の対応ができたのではないかと思いました。読ましてもらいましたが、実際にその辺りがどうであったのかと思いました。特に(1)の1ポツ目という部分が、今回新しくなった方の4番の(1)の2ポツ目のところにも書いてあるのですが、最後に産業廃棄物の処理委託等に関する内容が確認できなかったということを書いてあるのですが、この辺もマニフェストを含めての確認ができなかったということなんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、はい。

○杉本砂防課長

だから、そのような確認ができなかったところに対しての、なぜやらないのっていうところが、そこでもう少し、もう一步、踏み込めなかったのかなというところがあるのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは仰るとおりで、マニフェスト制度があって、指導に行き、しっかりと片付けなさい、適正に処理しなさいという指導をして、後日行ったらそれがなくなっていた。要するに、後手に回ってしまったということです。では、マニフェストを出しなさいと言っても、それが出てこないということになると、その他に確認する手段がないんですね。だから、指導が最初から最後まで一貫して全部できていたのかというと、そこは要するに不十分。不十分という言葉が適切かどうかかわからないですが、100%制度に則って確認をしたか

という、そこができていなかったところはあるのかなと思います。

○杉本砂防課長

ですので、これは本当に、やはり排出したところから最終処分場までの一連のこのガラの動きがしっかりと確認できるものになっているので、そこをもう少し適切に対応する事ができればよかったなと私は思ったので、これが一つこのポイントだと思っています。それから(4)番のところですが、最後のところに、しかし、XXXXXXXXXX社は資金難を理由に県の指導を拒み続けたとあるのですが、うちは行政指導という位置付けのものであるので、このように拒み続けるということが可能だったということになってくるのでしょうか。県の指導を拒み続けても許されてしまうのでしょうか。だから、それを許していた、許せていたというか、要するに罰則ではないですが、そういうこともないこともあって、何か軽く見られていたという言い方は適切かどうか分からないですが、行政指導の域だから、ここまでしかできない、限界があったということなのかなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

行政処分までいける要件がそこで。

○杉本砂防課長

一番最初に説明していただいたときの例のフロー図といいますか、2ページ目のところの、措置命令行く前に生活環境の保全上の支障が、とか、例のあの要件がありますよね。それがなければならぬ話なので、県は行政指導の域を脱せないというか、そういうことになっているのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。それについては、新しい資料の方の考察にも書かせていただいたのですが、8ページのところの1ポツ目ということで、XXXXXXXXXX社に対して、いたずらに指導したのではないかとと言われると、そうではなく、並行して土地所有者であるXXXXXXXXXX社長に対して、廃掃法の中で清潔保持義務がありますので、がれき類等を適正に処理するよう20回位は指導にいったということで、できる対応は取ったということです。

そして、2ポツ目のところで、本当に出来なかったのか、他の手段がなかったのかということで、資金難を理由に拒んできた、そして改善が見られなかった。このことは、そのように言っているだけで悪質でないのかと考えれば、実は廃棄物処理は全国で適用される法律なので、技術的な専門機関がありますので専門家に相談をしていました。しかし、実際はなかなか進まないというところがあったのですが、そこから、他の代替手段ということで技術的な専門家だけじゃなくて、法律の専門家にも相談していれば違うことができたかも知れないということで、そこは何かできるということはあったのかということで、考察を書かせていただきました。

○杉本砂防課長

次で、前回の(5)のところに、■■■■への撤去要請を進めることに力点を置いたということになっていますが、もう■■■■にはその後一切指導をしにいかなくなってしまったということでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

頻度は減っていきました。指導する回数とかですね。それもどこかにまとめさせていただきました。同じく8ページですが、当然、廃棄物を置いていったという、3ポツ目ですが、前の土地所有者の■■■■に対して、当然それは責任があるでしょというところで、指導を継続する必要があったものの、いわゆる土地の所有者が変わったという、そういう状況変化があったっていう少し特殊な状況もありまして、そういったことを考えると、新たな土地所有者である■■■■による撤去が、■■■■のいわゆる名士であるとか、いわゆる社会的なことを考えたりすると、■■■■による撤去が現実的で速やかな事案の解決になるのではないかと考えて、そちらの方にシフトしていったということです。いわゆる野積みされた廃棄物を現実的に撤去するにはどうしたらいいかという方針や方策を探ったときに、これに合理性があったのではないかと考えています。要は、事案の解決には何が一番最適なのかということを考え、これを選択肢として最優先の方針にしたということです。

○杉本砂防課長

では、今までもずっと並行して■■■■にも頻度は減ったけどやっていたのですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。あるということは認識していて、しかしながらその指導には行っていなかったのか、回数は激減していたということです。

○内藤総務局長

激減はしてたけど、行くには行っていたのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ほとんど行ってないです。そして、このような事案が起こり、再び今は行っています。行っていなかったのですけども、あなたにもそもそも義務があるんだからということで。そうしたら、「俺は知らない」「お前ら来なかったじゃないか」というような話になってしまって、「いやいや、あなたには義務があります、やるべきことがあります」と言っています。

○杉本砂防課長

分かりました。(7)の1ポツ目で、最後の2行目のところに事前に当該発災率に関わる県の確認を受けることを条件に、これを容認する意向を■■■■に回答したって書いてありますが、この条件は今はどうなっていますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

自社物ということであれば、再生して使えるということがので、それをやるならば事前に説明しに来なさい、ということを書いて、その後どのようになったかということを確認しようと現地に行ったら、もうなくなっていたということです。

○杉本砂防課長

何か、それもすごいね。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

補足しますと、もうやることは、相手側は、こうすれば行政は手出しできないっていうことをわかっていて、みんなやっています。先ほどのマニフェストもそうなんですけど、結局マニフェスト制度というのは、自分の廃棄物を他人に預けて処理をさせるといったときにマニフェストは出てくるのですが、自分の中で処理してしまえば、マニフェストは出ないんです。ですので、要は自分の土地に、自分のゴミを、自分の土地の中で、自分の社内で収めてしまえば、マニフェストは出てこないの。そうすると、どうやればマニフェストが出ない形にできるかといえば、自分の土地に入れてしまえばいい、自分の社員にやらせればいいということができてしまいますので、その辺りを脱法的にやる意図があったのではないかということも推認していたところです。ただ、その辺りのところの裏付けは取れなかったのですが、マニフェスト制度の悪用ですとか、要は行政指導の県の指導を拒み続けてきたというのは、要は自分の土地だからというところで逃げている部分もありますので、そういうところ一つ一つが、全て行政の弱いところを突かれているというのは実際です。

○杉本砂防課長

今の話は、杉尾日向にも繋がる場所があり、あそこも自分の土地だから何してもいいんだよってというような形で地権者さんがいたんですよ。だから、自分の土地であればいいという。両方ともそこがなんか同じところだな、共通点があるなと聞いて思いました。抜け道があるということですよ。それから、2ポツ目のところに書いてあるのは、色々指導しているんですが、期日を決めての指導はできないのかなと思うのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本的に、命令をかけるときは、いつまでに何々しなさいとやるものですから。いわゆる行政指導のときにも、よくあるのは、次来たときまでにはやってくださいねっていう言い方をしますが、こっぴど期限を定めてやればより効果的というか、そういうことはできたのかなというのはあります。

○杉本砂防課長

なんか性善説で言ってるのかもしれないですけども。そこをもう少し、一つのやり方と

して、期日を設けるというやり方もあったのではないかなと思いましたので書かせていただきました。

○片山廃棄物リサイクル課長

期日を定めるということは、当然明日全部片付けろって言われても難しい話、無理な話ですし、逆にそれを言われて困って、他のところに捨ててしまうとか、別の不法投棄をやるとか、そういったことも当然可能性がゼロではないものですからね。そういったことも当然方法としてはあるのかなと思います。

○内藤総務局長

これって結局、指導というのは、その先に行けないとなると、指導をずっとやっても、指導に従わないこともできてしまうということですね。

○杉本砂防課長

できてしまう。行政指導だから出来てしまうよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○杉本砂防課長

でも、どうすることもできないというのが実態ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃掃法で一番大きいのは、いわゆる生活環境保全上の支障っていうところ。

○内藤総務局長

それがなければもう、言うのは言うけど、聞かなくてもいいということになってしまうんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

変な建付けですね。結局誰も住んでないところに行って、捨ててしまえばもう。

○内藤総務局長

そういうことになってしまうんですね。それは、ちょっと欠陥じゃないかなと思うんですけど。まあ、一県が何か直せるようなものではないかも知れないですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

その中で要件に該当するように、いろいろ試行錯誤をして、どういう理屈なら何ができるかというところを考えていくという、そういうことになるんですけども。例えば、山であれば崩れないのかとか、変なものが出るということならば、そういった恐れがあるんじゃないかとかですね、そういったところで、実際にはいわゆる水質検査をやってみたりとかですね。そういうところで、いろいろな方面から、その生活環境保全上の支障をどう捉えればどういうふうなことができるかみたいな、そういったことを考えるんですけども。

○内藤総務局長

今回の場合は山で、あれが崩れるというようには考えられなかったんでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。それを考えたときに廃掃法でいくのか。実際⑥のところは崩れてないものですからね。置いてあったって現場は崩れてないものですから。実際は。

○内藤総務局長

実際は崩れてないが、崩れる恐れがあると考えられたかもしれないなど。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということで、あとは①、源頭部のところは条例なのですが、そこはいわゆる土採取規制条例のところまで届出が出ていたというところがあるので、所管する法令は、かぶっても当然いいのですが、そここのところで市の所管だということで廃掃法が積極的にそこに関わっていくというような感じではなかったのかなと思います。ただ、廃掃法も対応部局が二つぐらいしかないものですからね。源頭部に対しての関心というのはそんなになかったのかも知れないですね。むしろ⑥の方を何とかしなければという方が大きかったかもしれないです。

○内藤総務局長

そうですね。廃棄物リサイクル課としてはそうですね。あそこも、隣であんな崩れてるわけだから、今やもう十分崩れる恐れがあるって。

○片山廃棄物リサイクル課長

今だと全体の、あそこの地理的条件というか、それはまた違うので。

○内藤総務局長

今は崩れる恐れがあるとはいえないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

今は言えないですね。

○内藤総務局長

⑥のところですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい、⑥のところですか。崩れる恐れ、危険がないと言うのか、安定していると今考えているということです。

○内藤総務局長

そうなんです。じゃあ次の(1)のところ。

○福田土地対策課長

このところは、18条報告の結果云々のところも前のところでも十分話が終わってますので、ここは飛ばしてもらって結構です。

○内藤総務局長

では5番のところですか。私ですね。(3)の「■■■■、■■■■らによって当該「木くず」混じりの土砂は源頭部北西側区域に移動され、県は翌月19日に当該作業の完了を確認した。」と書いてあって、その直後に、「移動した木くず混じりの土砂の処理確認を行った県の記録はなく、適正に処理されたかは確認できない」と書いてあるのですが、確認を完了したと書いてあるけども、確認できないという意味がよくわからなかったです。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここなのですが、結局木くずが源頭部で確認された、それで、源頭部にある木くずを適正に処理してくださいと言ったら、場所だけ移動させたんですね。ですから、源頭部から見ると、木くずはなくなってるということです。けどそれは適正に処理された訳ではなくて、ただ移動しただけで、⑥に行っただけということは確認したということです。

○内藤総務局長

移動したことは確認しただけだと。そこから先のことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。そこから先のところが適正に処理されたのかっていうその確認です。例えば、最終処分場に持っていき、業者に委託して処理しました、マニフェストがありますよ、というところまで確認すれば、最終的にそれが適正に処理されたというのは確認できるのですが、置いたというところまでは確認したが、そこから先のところは確認ができていないということです。

○内藤総務局長

そこからどこか持っていかなければならないんですね。ちゃんと。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。外部の業者に処理をお願いしたということならば、マニフェストが残るとい
うことで確認ができるのですが、先程の話の中で言った場合、また自社物だって言って。

○内藤総務局長

それは、結局どこへ行ってしまったのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこが確認できてないってことです。

○内藤総務局長

北西側区域からも消えたんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

いわゆる⑥っていうところにあるかも知れないです。ただ、野積みにはなっていない。と
いうのは、 が埋めてしまったかも知れないので、その中に入ってるかも知れない
ですね。

○内藤総務局長

分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですから、やれることがあったんじゃないかっていうようなことです。

○内藤総務局長

その次は、「源頭部侵入路付近に下ろされた廃棄物の処理状況の確認を行った県の
記録はなく、適正に処理されたかは確認できない。」とあるのですが、廃棄物が移動され
たことを確認できたけど、どこに移動されたのか確認できないって意味なのか、移動され
たかどうかとも全く確認できないという意味なのかってことです。

○片山廃棄物リサイクル課長

これについては 11 ページの考察のところの 3 ポツ目ですね、先程の木くずへの対応
というのはポツの1、2に書いてあるのですが、3つ目のところで、その瓦くず、陶器くず
というのは、適正に処理するように指導したと。これは指導文書を交付してやってますの
で、その後ですけど、指導はしたんですけど、後日現場に行ったら、もうその廃棄物がな
かったということで、もうその追求というのはできなかつた。

○内藤総務局長

そもそもどこかへ移動したかどうかすらも分からない、もう消えてたということなんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。そして、マニフェストがなかったのも、その追求ができなかったということなんです。

○内藤総務局長

■■■■■は、そういうのが混ざった土砂がまさにその落ちてきたんだということを書いていたんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

混ざっていった可能性は否定できないんですね。そこに敷きならしたという、いわゆる事業者の言い訳は、ダンプがあそこに入ってくるので、路盤材みたいな、砂利みたいなので、その資材だったという言い方なんですけども。だけどそれって廃棄物でしょ、と県はそこは指導したと。これは駄目だよと。

○内藤総務局長

何か、どこにあったか忘れてしまったのですが、健福の人がいる時にダンプが入ってきて、じゃかじゃか(廃棄物混じりの土砂を)降ろしちゃってたっていうのがあってですね。

○清水総務局参事

■■■■■みたいだかなんだか。

○内藤総務局長

そこで注意したんだけど、「私は頼まれてやってるだけだから」みたいに言われて、それはまあしょうがないなってなってしまって。そんな緩くていいのかなと思うんですけども。だって駄目なんですよね。降ろしちゃ、そんなの。だから頼まれている者は、オレオレ詐欺の受け子みたいなもので、僕は受け子ですからって言って許されるわけがないでしょってというような話ですよ。ダンプで来た者に対して、私はこれを運んでくるように頼まれただけだからと言われて、引き下がってしまっていいのかなと思ったんですけども。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。向こうの言い分は土砂を運んできたんだと。

○内藤総務局長

でも入ってる訳ですよ、廃棄物が。廃棄物入っちゃ駄目だよと。

○片山廃棄物リサイクル課長

土砂です、土砂です。そこを押し問答になりますから。そこって。

○内藤総務局長

ただですね、その場所が分からないですけども、その記録によると廃棄物が入ってるから、そういう何か注意したらしいですよ、健福の人が。注意したけども、土砂だと言いつつ張ったっていうよりも、何か自分は頼まれてやっているだけだから、それはその元の人に言ってくれ、みたいに言われてしまったので、仕方がない、やられるままやられてしまったみたいなことが書いてあったんですけども。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは、その後の調査行って指導するっていうそういう考え方で、その事実はちゃんとつかんだんで、その後、立入り調査に行ったんだよね。

○内藤総務局長

どっかで行ったんですよ、なんか。■■■■何とかって。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

土砂でやってるって言う以上、それを廃棄物部門がそれ、その行為をやめろとまではいえないので。

○内藤総務局長

でも廃棄物だったんですよ。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

ただそれは土砂として持ち込まれている以上、それが廃棄物だから駄目ですよって止めることができないんです。

○杉本砂防課長

そこがよく分かんないな。

○内藤総務局長

うーん。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そのためにできることは何かって言うと、それは出ところはどこですか、とって、出所を確認したところで、それが出所の排出元が、これはゴミであるということを認めれば、当然ゴミになりますので、そこからは当然ゴミとして指導が始まるんですけど、土砂とし

て持ち込まれた段階で、これは廃棄物だって、僕らがいくら言ったところでも、そこは押し問答になるだけになってしまっていて、そこはその搬入を止めるっていうところまでは、できないのが実際です。

○内藤総務局長

できないと。はい、分かりました。最後にもう1個。これさっき誰かいったかな。■■■■や■■■■さんという記者の人が言った内容を関係者に情報提供していなかったという。これは、先程の。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。考察のところに入れさせていただきました。

○清水総務局参事

次のところは、今日いただいたもので、建て付けが変わってるので、ちょっとまた中を確認します。1点、先程木くずの話があったのですが、私も今回この記録を見てる中で少し気になり確認したいと思うのですが、木くずが混じってるものが源頭部に搬入されて、それを撤去してくださいということで、平成22年の10月に多分⑥区域の方に動かしていると思うんですが、F77を見ると、恐らく、集めた木くずを、集まった場所で土を被せてしまったよみたいなことがあって、多分それを掘り起こして移動させるよといったようなやりとりがあったように思うのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。かたまりがそこにあったってことですね。

○清水総務局参事

これを見ていくと、10時15分からってなってるこの3ポツ目ぐらいでしょうか。東部健福が思ってる場所とは違う場所を掘り始めて、「ん？そこじゃないんじゃないの。」と言ったら、「いや、ここだ。」みたいなことを言って、掘っていたら木くずが出てきたんですが、この3ポツ目で拾い集めて仮置きした木くずとは別のものと思われる木くずが現れたと書いてあるのですが。そして、多分これを移動させたってことだと思うんですけど。何か、この記述だけ見てしまうと、源頭部に持ち込まれた木くず混じりの土砂を移動させたのではなくて、別の木くず混じりの土砂を移動させたのではないかというように、これだけを見ると読めてしまうのですけども。そうではないんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そこは、それ以上のことは分かりませんね。

○清水総務局参事

持ち込まれた木くずが撤去されたって説明しているのですが、本当に撤去されたのか

が分からないと思ひまして。理解としては、木くず混じりの土砂が持ち込まれたので、それは駄目だと言われたので、拾い集めて、ちょっと他のところによけておきましたよ、という理解でいいんですか。その源頭部の付近のところによけておいて、それに何か土を被せてしまったみたいな状態が。これってそれとはまた違う話なんですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

事実関係は、ちょっとはっきりしたことはわからないんですけど、健福(健康福祉センター)が確認したのは木くずが混じっているなのでその木くずについては、しっかりとその場から回収してくださいねっていうことを言った結果として、■■■■らが木くず混じりの土砂をそのままダンプで⑥区域の方に持っていったという事実だけははっきりしていますが、では、どこの部分のどの木なのかというところはあくまで記録上の内容でしかわからないので。

○清水総務局参事

木くず混じりの土砂を動かしたのは、間違いはないけれど、それが何だろう。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

それが全部だったのか、一部だったのか、そこもはっきり分かりません。

○清水総務局参事

そういうことなんですね。ここの記述が、何か他にもあるように見えるので。ただ、その詳細は分からないということですね。分かりました。以上です。

○内藤総務局長

いいですか。それでは、次お願いします。

○杉本砂防課長

これは、一応確認だけなのですが、土地が■■■■さんに移行した後のがれきの処理についての継承というのはされるものなののでしょうか。要するに■■■■がやらなくてはいけなかったのが、土地の所有者が■■■■さんになったならば、■■■■さんもそのがれきの処理をしなくてはいけないというような話です。

○片山廃棄物リサイクル課長

いわゆる処分費といわれるようなものを、上乘せして売買契約すれば、そのようにやっていきますけれども。

○杉本砂防課長

だから、■■■■さんにも色々言っているというのは、法の5条も含めての話ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
それも含めてですね。そうですね。

○杉本砂防課長
そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
それから、あなたがゴミを置いたじゃないですか、というところもあり、それで、健福に何とかしてほしいというような苦情も言ってきたということです。

○杉本砂防課長
それで、先程言った、その土地の代金の中にこの処分費も含まれているかどうかというところは分かんないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
入ってないんですよ。含まれてない。

○杉本砂防課長
含まれていないんだ。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理
そこはすいません、補足させてもらいます。一応、県の考え方としては、本日配った8ページの1番上のポツなんですけども、産業廃棄物の保管用地の売却に伴う保管責任については、当該土地の売買により当然に移転するものではないとされるという考え方ですけれども、がれき類等が残置されていることを知りながら、当該土地を取得していますので、この買主である■■■■についても、がれき類等を長期に放置した管理責任はあると考えています。そういう意味で土地所有者の責任について説明した上で、■■■■にも清潔保持義務の履行を要請していたというのが、県の立場です。

○杉本砂防課長
はい。分かりました。次に8ページ目の(2)のアのところなんですけども。木くず混じりの土砂が残土として持ち込まれていることから、排出者を調査することはできなかった。要するに調査できない状況をいってるんですが、その理由は何かあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
ですから、ここに降ろされた木くず混じりの土砂というのは、そこで見れるんですけど。

○杉本砂防課長
先程のダンプが目の前の落としていったという。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。それは見える、分かるんですけど、その木くずというのが土砂の中に既にもう入っているという状況なものですから、その木くずを誰が出したんだという話になって。なので、土砂の排出元は確認できたということです。

○杉本砂防課長

木くずは誰が出したかは分からないと。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい、分からないです。逆に言うと、土砂の排出元は分かったけれどもということです。

○杉本砂防課長

誰が持ち込んできたのかは分かったけれども、その持ち込んできた土砂の中に含まれる木くずが誰が持ってきたかは分からないということです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことです。ですので、土砂の搬出元とかに行ったら綺麗な土砂であって、それでいわゆる持ち込まれたものが木くずが途中で入っていったと言うのであれば、誰かが混ぜたという話にはなるんですけど。

○内藤総務局長

元々の土砂に、元々混ざっていたものだったということ、その場合は、木くずを出した者は、土砂を出した者とイコールということになるのでしょうか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

ともいえないと思います。当然、我々は土砂は土砂ですけども、木くず、我々の見方としては木くずが対象ですので、木くずの流入経路が重要になってきますので、仮に土砂の搬出元が分かったとしても、その木くずの流入経路がわからないと、その木くずの流入経路をたどって排出者をたどる必要が出てくるので。

○内藤総務局長

うーん。なかなか、そうすると大変というか。

○清水総務局参事

何か法律上そうだと言われれば、それは理解するんですけども、納得の得られる前提がないですね。昨日のトリチウムの話じゃないですけども。なかなか一般には理解されない話ですね。

○杉本砂防課長

一般の人も何かそれで、納得するのかなという。

○清水総務局参事

難しいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物法の話をしていたときに、理解できる人がどれだけいるかという、なかなか難しいんですね。

○内藤総務局長

何か、(廃棄物を)わざと土砂に混ぜて、やる者が。■■■先生はそういうことが実際にあるんだと言っていましたけど。

○清水総務局参事

今の建て付けだと、やれてしまいますよね。きっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

だからそういうことも知っていて、意図的にやってるんじゃないかというのは、いわゆる熱海市なんかはそのように言っているんですね。かなり悪質だ、悪質な事業者たちだというのは。

○望月盛土対策課長

土地所有者責任というのは、何もないんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地所有者責任ですか。土地所有者は廃掃法の5条で請求する。ですから、こういう指定をされたとか、大量にダンプでそこにどーんと、一晩のうちに廃棄物が投棄されたっという、それはあなたがちゃんと管理していないからだ、あなたの土地でしょって。

○望月盛土対策課長

それではそこで、故意に捨てさせたっていうのが分かればいいんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

故意に捨てさせたかですか。

○望月盛土対策課長

残土処分場として使ってくださいっていうのを契約したんですね。■■■と。

○片山廃棄物リサイクル課長
残土処分場としてですか。

○清水総務局参事
俺は土地を提供しただけだっていってる。その提供したっていう。

○望月盛土対策課長
そして、契約はしているんですよね。1立米いくらぐらいで。

○片山廃棄物リサイクル課長
契約はしてるんでしょうね。

○望月盛土対策課長
してるでしょ。金銭の授受があった。

○片山廃棄物リサイクル課長
それは残土処分場としての残土としていくら入れますよっていう契約なんですよ。

○望月盛土対策課長
そこに木くずが入ってたら、それは関係ないということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
残土という考えで届出している所管のところが、そこは指導するでしょうという。いわゆる残土のグレードというものはあるのかも知れないですけども。良い残土と悪い残土みたいな。

○内藤総務局長
それが、明らかに土に、たまに何か少し混ざっているぐらいであれば分かるのですが、どう見ても半分以上がゴミじゃないかという写真があったりするのですが。それを土砂だと言い張られても、ちょっと違うのではないかなと思います。一般の感覚からすると、そういうのは何とか取り締まってもらいたいと思うのですが。

○清水総務局参事
現行は、少しでも土砂に混ざっている状態であれば、ちょっと待つと言えない(廃棄を止めることができない)ということになってしまうということですよ。全国の会議等で、その辺りのことについて、何とかしなければならないねといったような、そのような話が出ていないのでしょうか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

受入れるところさえOKならいいんですよ、結局。受け入れるところさえOKならいいんです。金さえくれれば俺のところに入れてくれていいよ、という話になってしまうので。だから、別に廃棄物が混ざってしようが、きれいな土ならいいんですけども、多少混じっていても、それだけの金をくれるならば、うちの土地に入れていってもいいよ、という話になってしまうので、なかなかそのところは言えないですね。

○清水総務局参事

それならば、一山を持っていて、誰も居ないし、こんな二束三文の土地だけれども、それだけ金をくれるのならば好きにしていよ、という状態だということですか。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

金次第なので。

○内藤総務局長

それで、入れさせたことにより、それが積み上がってしまい、例えば、災害が起きるとすると、それでは一体誰が取り締まれるのかというと、廃棄物処理法ではやはり無理で、別の法令で対応しなければならないということでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことでしょうかね。運んだ者も、いや土砂だという認識です、土地を貸した人も、いや土砂だと聞いていてそのような認識です、という話になってくると、廃棄物を扱っていたんだと言う人は、誰一人としていないんですね。

○内藤総務局長

自分の土地なんだから、別にいくら盛ってもいいだろうということですね。杉尾日向みたいな感じですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

これまでも少し話にあったのですが、土砂の感覚は、自然物はいわゆる利用価値があるものとずっと考えてきたところがあり、しかし大量に出てくるとそれは全然要らない使えない土砂だと言って、ある人には全然要らないんですね。しかし、それを使いたいという人もいるので、そのバランスが取れていれば需給バランスが取れます。そのバランスが取れないと、土砂を捨てるという概念になります。純然たる土の状態ですと、それは廃棄処理法でいう廃棄物という概念ではないので、それは少し語弊がありますけれども、土捨て場という場所に土砂を捨てるという、そのような場所の必要性が出てきて、そういった処分場ができるということになっているんですね。

○清水総務局参事

捨てるという時点で、もう有価物ではないのではないのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。だから価値がないので、処分料を払わせて入れさせるんです。お金を払って「ください」ということではないので。廃棄物の最終処分場においては、土という概念はないので、廃棄物には。純然たる土を廃棄物として最終処分場に入れてくださいと言われても、「いや、それは廃棄物処理法でいう廃棄物でないので入れることはできません」という話になるものですから、しっかりと分別して持ってきてくださいということになります。いわゆる法律の建付けはそのような制度なのです。ただ、多少土がついているよ、というのはまた別の話です。

○内藤総務局長

先程の話ですと、別に土砂ではなくても、ゴミであろうと何であろうと、土地所有者が「うちにどんどん捨ててください、金をくれればいくらでも捨てていいよ」と言えば、どんどん捨ててもいいということなんですよ。

○清水総務局参事

ただ、廃棄物ですと、どんどん捨てていいよと言うと、恐らく保管という形になると思うので。その捨てる場所の基準のようなものが出てしまうのではないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

出てくるのでしょうか。あとは、自分の土地だからという理由で、そのような廃棄物をたくさん捨てていいということにはならないんです。

○清水総務局参事

廃棄物ですと、恐らく法律の縛りがあって、出てきてしまうんですか。

○内藤総務局長

でも、何か先程仰ってましたよね。金さえ払ってくれば自分の土地だから、いくら捨ててもいいよと。

○廃棄物リサイクル課紅林良彦課長代理

そうすると、安かろうっていうところにどんどん流れていくという話になりますので。

○内藤総務局長

はい。すみません、どこまでいきましたでしょうか。

○杉本砂防課長

次はまとめです。

○内藤総務局長

次、まとめのところですが、最初は私ですが、先程から言ってるのですが、しつこいですが、けれども。「行為者の特定に関する調査の実施が適切に行われていた」ということになってるのですが、結果、何年も特定を結局できなかったということからするとですね、やはり何らかの改善策を示していただいた方がいいのではないかと思います。なかなか難しいのかも知れないですが、そのような意見を書かせていただきました。恐らくこのような事例で、契約書も何もないような場合は、では何をもって特定をしようかなど、そういった方針を定めるなどしていただきたいということから、意見を出させていただけました。それでは、次お願いします。

○清水総務局参事

はい。まず1段落目のところなのですが、「行為者の指導や行為者の特定に関する調査実施については、裁量として認められる範囲で適切に行われていたといえる」というふうに書いてあるのですが、事実関係などを踏まえると、18条調査を行ったけれども、1回では切符が切れていないことや、排出事業者の特定に大変長い時間がかかっていることなど、そのような状況を踏まえると、一連の対応が適切に行われていたという評価が妥当であるのか、ということをおっしゃるので意見として書かせていただきました。少し何かかかり過ぎたであるなど、その辺りの部分の反省ではないですが、そのような視点があってもいいのではないかと思います。

次に、2段落目の2行目と言えいいのでしょうか。「生活環境に支障が生じる恐れがあると思わせる状態にあった」と書いてありますが、それは何をもって、そういう状態にあったと言えるのでしょうか。「此れ此れこのような状況があったので、そういう状態にあった」というような、なぜそのように捉えているのかという内容の記載が必要なのではないかと思いますので。

○内藤総務局長

その内容は消えていますね。新しい方には。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは消えているんですよ。

○清水総務局参事

消えている。では結構です。全部が消えているんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。生活環境保全上の支障については、一応、考察の方で少し書かせていただいたのですが、考察として足りないということであれば、またこの部分について考えます。

○清水総務局参事

分かりました。はい。今日の資料でいくと2段落目になりますが、前の資料ですと3段落目の出だしのところで、「再発防止の観点から最悪の事態を想定し、…」と書いてありますが、情報共有すべきであったという過去の話を行っているのですが、再発防止の観点から情報を全て提供すべきであったというのは、再発防止の観点からというのは未来に向けての話であると思いますが、情報提供をするべきであったという過去の話を行っているのは、少し記述がかみ合っていないのではないかと思います、書きました。

○片山廃棄物リサイクル課長
表現でしょうか。

○清水総務局参事

仮に危険性の認識がなかったとしても、過去の経緯等を踏まえれば、森林法であったり、都市計画法が関係する事案であるので、それらの部署に状況を共有すべきであった、といった内容でもよいのではないかと思います。この結び方をどうするかです。再発防止の観点からは情報共有する必要があるといったように。今後はこのようにする、というような表現にしてはいかがでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

「最悪の事態を想定し」という言葉が、ここに入ってくるのが変でしょうか。

○清水総務局参事

再発防止の観点ということであれば、今後の取り組みについて書く方がよいのではないかと思います。今後は情報共有する必要がある、というような表現で記載するのであれば、それは再発防止の観点から始まればよいと思います。少しその点がかみ合っていないのではないかと思います。

次は、廃棄物混じりの土砂への対応の部分ですが、この内容についてどの部分に記載するのがよいかという点がありますが、まずは、廃棄物混じりの土砂に対する現行法による基本的な対応や、現行法による規制等の限界について、どこかの部分に認識を提示する方がよいのではないかと思います。また、いきなり、廃棄物混じりの土砂への対応と出てくるので、現行法ではどこまで対応でき、ここが限界であるという内容を示した上で、それを受けて、与えられた条件はこの範囲だが、この範囲であってもこういうことをすることが出来ますよね、というような表現がよいのではないかと思います、それが2ポツ目で例示しています。どのように行うのかということですが、まずはその現場を確認しに行った上で状況を整理して指導をします、あとは証拠などを調べ、証拠による行政処分可否等について法律相談をする、というような、そのようなことは行えるのではないかと、といったような内容も記載してもよいのではないかと思います。ただし、その現行法の枠組みの中では、廃棄物混じりの土砂に対して毅然とした対応が取れないというような状況があるならば、表現の仕方は色々あると思いますが、法の不備であるような、そのような見解を示してもよいかも知れないと思いました。現行法でどこまで対応できるかによ

るとは思うのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

先程望月課長が言ってくれたのですが、いわゆる法律で対応しなければならない場合にも、現状の枠組みでいくと廃掃法と、今後は盛土規制法が出てきますが、今は盛土条例ですね、この二つで連携してやっていくしかないのです、いずれにしても、両方で対応できることをやり、抜けがないように対応をしていくというようなこと。それはやっていかなければならないということで、連携してやっていきます。そのような体制でやっていくということを、ここでもう少し詳しく書けばよいのではないかと思います。これだけだと、共有して対応していると言うだけですので、もう少し書けるかなと思います。

○内藤総務局長

先程、2段落目の、生活環境保全上の支障が生じる恐れがあると思わせる状況があったところを削除したのはどのような経緯があったのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

表現が難しかったからです。要するに生活環境保全上の支障は、現状で明らかにあるということ、また、恐れといているので、その点の取り方はとても幅が広いです。言葉で表すと非常に難しかったので。また、通知の行政処分の指針の中で言っているのは、普通感覚でいる人がそういう感覚を持っていれば、それはよいのではないかとというような言い方なんです。それは裏返して言っているだけであって、具体的な感覚としては、通常の人がそう思えばそれができるのではないかと。

○内藤総務局長

それを今回落としてしまったではないですか。まとめで。なぜ落としたのかと。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのことは、少し表現的に難しかったということです。

○内藤総務局長

表現的に難しかったと。

○望月盛土対策課長

生活環境の保全を拡大解釈して、今までは解釈を厳密にやっていたが、これからは、幅広にやっていくとか、そのようないい方もできると思いますが。

○内藤総務局長

そのように書けばいいのにと考えたのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

それから、書くとするならば、行政処分の指針だと積極的に躊躇なくやっていくんだと
いっているものですから、そのような書き方は可能ではないかと思います。

○内藤総務局長

そのような形で、復活していただく方がよい感じがするのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

それはまとめのところで書く感じでしょうか。

○内藤総務局長

はい。ただし、そのようにまとめる前段として、先程の文言を別に落とさなくてもよかつた
のではないかと思います。通常人をして生活環境に支障を生ずる恐れのあると思わ
せる状態があったと考えられると。

○片山廃棄物リサイクル課長

語呂が悪かったので、ちょっと1回下げたということです。

○内藤総務局長

はい、分かりました。また再検討をお願いします。

○清水総務局参事

次が最後ですが、関係機関との連携の部分で、現行の案では盛土対策会議のメンバ
ーとして情報共有を行っているという、情報共有の部分だけを書いてありますが、これに
とどまらず、廃棄物混じりの土砂を解消するために、盛土対策会議のメンバーとの一体
的な対応について盛り込んだ方がよいのではないかと思います。先程の話に繋がって
いるとは思いますが、一体で現地確認に行き、一体で事業者に会うという。

○望月盛土対策課長

出先事務所に兼務かけてるじゃんね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは上に書いてあるんですよ。それをもう1回書くって感じですかね。

○清水総務局参事

それから、盛土対策課と廃棄物リサイクル課には警察関係者も配置されているので、
警察関係者の方が一緒に来てくれれば、その悪質な業者と対峙する場合に、精神的な
負担の軽減などにも繋がってくると思うので。今現在も行っている内容かもしれないで
すが、具体的な取組内容をここに記載していく方がよいのではないかと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長
もっと厚く書きましょうか。

○清水総務局参事
そうですね。共有だけですと、少し弱いのではないのでしょうか。

○内藤総務局長
そうですね。「一緒に対応する」ぐらいに。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。

○清水総務局参事
私は以上です。

○内藤総務局長
それでは、次をお願いします。

○大川井森林保全課長
まとめる時に、これは廃棄物だけじゃなくて、森林法や他の法令もそうなのですが、このようなことを行っていることを示すのに、我々みんな知ってるのですが、まとめの時に、盛土対策会議のメンバーがこのような人達であるとかを付けておいた方がいいのではないかと思いましたので書きました。

その他、検証の範囲を再確認したいのですが、④区域のところにも廃棄物の公文書があり、その部分も検証する必要があるのではないかと思いました。森林法と都計法の検証だけでいいのかということなのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長
基本的な検証の考え方って、特別委員会で提言された内容を検証すればいいという話で、特に廃棄物については、①区域の源頭部のところで廃棄物があったという事実があり、それを⑥に持って行ったということ。①区域と⑥区域というところ、北西部のところは関わりがあるということで、このように整理をしてきたのですが。④区域のところは、実は廃棄物の記録は我々で持っているのは、いくつかはあるのですが、そのところは検証委員会の方で触れられていなかったの、今はそこは書いてないのですが。一方で、各法令のところ、いくつか廃棄物があるという、そのような内容が出てきているものから。

○清水総務局参事

何となくですが、④区域の廃棄物の関係ですが、④区域は都計と森林があって、一定のタイミングで「さーっ」と引いているといいますか、関わりがなくなっているところがありますよね。ただ、そこに廃棄物が、2週間に1回ぐらい見に行き、その現地の状況を確認しているので。その間にそこがどのような動きがあったのかということを知る資料としては、その廃棄物の資料が非常に役に立っているというところですか。あそこにあった廃棄物ですが、どのぐらいの量でしたでしょうか。とてもたくさんあったのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

置かれていたのはどこでしょうか。⑤区域の造成されたところに、ガラス類と、車の荷台のようなものが置かれていたというものはありましたよね。そのような記録がありますが、それがどのようになったのかは我々の方にも情報がなく、そちらの方に記録があって、それが健康福祉センターに情報提供がされたのかどうかというのは分かりません。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。

○内藤総務局長

あれは、健福としてはまだ対応していないという話なのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

対応していないといいますか、当時対応した記録がないので分かりません。

○内藤総務局長

やってたかも知れないのでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

撤去されたのか、最悪で埋められてしまったのか。そこは今となっては確認ができません。

○清水総務局参事

2週間に1回ぐらいのペースで見に行っていたということですが、なぜ見に行っていたのでしょうか。そもそもところが分からなくなりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

そもそもところは、いわゆる⑥区域に物が置かれたので、⑥区域を見に行くことが大原則で、そこにこれ以上の廃棄物が増えないようにするためにです。

○清水総務局参事

それは⑥区域の話ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥区域ですね。

○清水総務局参事

④区域はなぜ見に行ったのですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

④区域はついでにといいいますか。

○清水総務局参事

ついでに、廃棄物があるという話は知っていたので、状況を見に行っているだけということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。はい。

○望月盛土対策課長

④区域は廃棄物の話をしてるのでしょうか。違いますか。全体の話でしょうか。

○大川井森林保全課長

全体なんですけども、最後まとめようとした時に、多分森林と都計法の方で、もう、健福の方で指導してくれているという意識があったかどうかは分からないのですが、段々その頃はもう開発も進んでいないですし、緑化も進んできてしまっているし、もう見に行かなくなってしまっていると思うんですね。そこを補完する資料として、廃棄物の資料が入ってきた時に、森林法とか都計法の方で、では、なぜ続けて見に行かなかったのかと言われても、多分そのような理由で行っていないので、なぜだと聞かれても、検証するというか、行くべきだったという感じのことぐらいしかなくて、そうすると、やはり廃棄物の方で何週間か1回行って、もし現場が動いているのだとすれば、そちら側からの情報提供であるなどを書くものがあるのではないかと思います。

○清水総務局参事

それはあってもいいのかもしれないと思います。やはり、一時期は熱海土木も東部農林も東部健福も集まって話をした時があり、あの辺りが良くない人たちに、いいようにやられているという状況は、異動があって代が変わっていきますけれども、そのような認識があり、そのような問題や状況があることを知っていて確認をしに行き、その知り得た事実があり、現場が動いている、何か土などを動かしたりなどしているよ、といったことは、確か廃棄物の資料に書かれているなどしたら、その情報を提供してあげれば、あそこ動いているのであれば、その持ってきた人にアプローチをしようか、といったことも

森林サイドとかでも検討できたのかもしれないと思うと、やはり情報共有などはすべきだったのではないかなと、書類を見ている中で思ったので、そのような部分は考察の一つとしてあってもよいのではないかなと私は思いました。

○大川井森林保全課長

それでは、そこは全体の中でまとめていくという感じでしょうか。

○内藤総務局長

廃棄物処理法の再発防止対策として、そういう関係機関との連携とか情報提供だとか、そういうものは当然書いていくことになるので、そこは別にどこの区域とかではなくて、全てのところに言えることなので、④区域における廃棄物処理法のその行政対応はどうだったかみたいなどは、あんまりそこは検証しなさいよって、今いわれてないの。はい、いいでしょうか。それでは、次お願いします。

○杉本砂防課長

二つありますが、関係機関との連携のところ、情報共有するっていうことで止まっているんですけど、それで、情報共有して最終的にどうなったのかな、というところの確認はどうするのかと思ひましてね。

○清水総務局参事

この関係機関との連携のところですね。

○杉本砂防課長

そうです。だから、情報共有はするんだけど、最終的に一番所管するっていうか、メインとなるところが、最後の尻拭いじゃないですが対応すると思うのですが、それを、やったかどうかっていうところの確認などをしないと、結局はずっとそのまま行ってしまいましたので。

○内藤総務局長

先程清水さんから意見が出たように、単に情報提供するだけではなくて、一体となっ
て一緒にやってくとかですね、対応も一緒にしていくという。

○杉本砂防課長

そこをやる総括が誰になるのかなっていうか、そこはしっかりと進捗管理ではないけれど、チェックをしてくれないと、結局、最後まで分からないまま終わってしまいそうな感じがするんですが。

○清水総務局参事

個別対応みたいになって、うやむやになってしまうと。

○杉本砂防課長

前だったら、前だったらといういい方は大変失礼かも知れないけども、難波さんが色々、多機関に渡るところは統括になり、色々たくさん指示を出して、最後はどうなったということをしたと思うのですが、そのような立場の人がいるといいなと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは盛土等対策会議に位置付けては駄目なのでしょうか。

○杉本砂防課長

いや、この場ではそういうのも一つの案としてはあるのかも知れないですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

あげていかないと続かないんですよ、これ。

○望月盛土対策課長

本当は常設した人がいて、常に監視というか、指導するような、難波さんのような統括官的な者がいると一番いいかもしれないですね。

○杉本砂防課長

そのように感じたのでそれを書きました。それから、もう一つは、やはり先程も言いましたが、マニフェストが、法の18条の取り扱いが、自分は何かそこをもう少し工夫というか、改善する余地があったのかなと思います。それで、先程のマニフェストの話は、制度上の問題もあるというところもあるのですが、そこが自分はちょっと惜しいなという思いで書かせてもらいました。

○片山廃棄物リサイクル課長

あとは、廃棄物サイドから言わせていただくと、発注者側のこれから改善するべきところ、いわゆる分別はしっかりとやり、そういったことはさせない、というようなところは、もう公共事業からしっかりとやらしてもらえれば、こういった事例、安いところに悪いものが流れてくというのとはなくなっていくのかなと思います。

○杉本砂防課長

今日色々聞いてて思ったのは、やはり、今の制度上ですと、もうこれがある意味やむを得ない部分があるのかなと思うのですが。やはり、法律的な見直しではないですが改善というの、こういう中で提言することも出てくるのでしょうか。ちょっとあまり踏み込みすぎると、法律の話になっていっちゃうと。

○片山廃棄物リサイクル課長

あとは何でしょうか、公共工事がいわゆる廃棄物混じりの土砂ではないですけども、公共工事で出てくる土砂というのは結構な割合なんですよね。ですから、そのところに厳しく網をかけていくという、土砂の方でまずは対応する、廃掃法でも対応する必要があるかも知れないですけど、合わせて土砂の方も対応していくということになれば、廃棄物混じりの土砂というところは、大きく改善できるかなという気はしますけれども。

○望月盛土対策課長

そういえば、今年6月の特別委員会で座長が冒頭、「静岡県は甘い」という話があって、何を言っているのかがよく分からなかった。それがたまたま、富士、富士宮のある業者が、静岡県が残土の処理の仕方が他の都道府県に比べて、非常に甘いんですよ。だからどんどん土が入る、不法の土とかガラ混じりとか、産廃混じりとかというのが入ってきてやすい環境を作ってしまった。そこで盛土条例のように厳しくしても後の祭り。だから公共事業全体が、厳しくしなければならないといいますか、排出者責任をしっかりとしないといけないですよ、という話があります。ここ1年か2年間は、廃棄物混じりのものは非常に厳しくなってしまうと、受入れ先が非常に少なくなってしまう、今残土処分費が高騰している。それが、べらぼうなお金になってしまうんですよ。それが余りにも高くなり過ぎてしまって、公共事業がストップしてしまったり、発注しても今まで100メートルできいたものが、今は半分しかできないとか、そのような状態になってしまっている。それは盛土条例が原因と言う人たちがいるが、そうではなくて、需要と供給のバランスで、今は確かに値段が上がっているけれど、それを分別するということが当たり前になれば、普通に処理ができていくという過渡期なのかなって思っている。そういう意味では公共事業が率先して、分別しなさいと、するのは当たり前だという風潮になってくれれば、民間も当然に引っ張られて徐々に改善されていくのではないかと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

どこまで行くのかわからないですけども、盛土規制法でいっているところの考え方も、どちらかという廃掃法の考え方に近くなっているようなところがあるので、どうしてもマニフェスト制度になれば追跡ができるんですよ。だから公共工事、どこの自治体が出したもので、それが不法投棄ではないですけども、どこに持ち込まれていたということまでわかるようになれば、ここって、廃掃法と盛土規制法が、うまくいわゆる廃棄物混じりの土砂のような品質の悪い土砂がなくなってくるというように、改善されていく可能性はあるのではないかと思います。ただ、盛土規制法という土砂の方の扱いはそこまではいってないので。

○内藤総務局長

それでは、最後にもう一つ、お願いします。

○福田土地対策課長

最後に、何となく独り言のような書き方になってしまっているのですが、今日の説明を

聞いていて、県民の方が聞いた時に分かるのかな、というような部分がありました。行政処分の手続きを、本当はやるべきだったけれどもできていないというような、そのような気がして、このような書き方をさせてもらっています。

○片山廃棄物リサイクル課長

先程、冒頭で望月課長も言っていたのですが、代執行をすると、ものすごい金がかかってくるという話があって、それがあって行政指導で終わっているということは非常に良くない話なんですよ。だからそこはもう次元が違うので、もうやるしかないんですよ。だから、そのようにならないように、いかにやっていくかという、そういうところになるのだと思うのですが。

○福田土地対策課長

もし、法律の建て付け上できないのであれば、仕方ないかなという気はするのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

言葉は悪いかもしれないけども、各法で寄ってたかって、早く初動で何とかするという、それしかないのかなと思うのですが。

○内藤総務局長

その他に何か、御意見とか御質問ある方、御発言をお願いします。よろしいですかね。それでは、これで廃棄物処理法に関する確認については一応終わりにして、今の議論の結果を踏まえて、今後の論点整理の案を作成して、次回以降の会議でさらに確認していきたいと思っています。次に、次第の2、次の会の予定についてですが、清水さん、御説明をお願いします。

○清水総務局参事

今回は、8月30日の9時半位からでいいでしょうか。8月30日は午前中しか時間をとってないものですから、午前中をお願いしたいところです。これ、もし午前中で終わらなかった場合は、夜に行くということもあるのでしょうか。さすがにそんな時間は取れないでしょうか。

○内藤総務局長

この日の午後は皆さん予定が空いていないんですよ。仕方ないですよ。8月30日の次はもう9月5日となっているので、9月5日も午前中しかないんですよ。

○清水総務局参事

そうですね。それも午前中ですね。なので、8月30日の様子を見てからというところでしょうかね。またその時に御相談させていただくということで。

○杉本砂防課長

次回は何ををするのですか。その内容によっては早く終わるかも知れないですし。

○清水総務局参事

次回やる内容は、各法令について一応一通りやったので、それを踏まえて、特別委員会で提言された論点を検証していくためのポイントというのでしょうか、小論点というのでしょうか、これをそれぞれの法令について上げていくということです。ですので、9月定例会で何をみせるかということにもつながってくるのですが、「砂防法であれば、こういった点、こういった点、こういった点をポイントとしてさらに検証します」というように、深堀をしていく内容、ポイントをまとめるようなイメージと思っています。

○内藤総務局長

要は論点ですよ。例えば、特別委員会から言われているのは、砂防法の場合は、「砂防法による行為制限を行わなかったという判断が適切か」という、少し大きな話ですが、以前に色々な説明をしていただいて、我々も質問をさせていただきましたが、例えば、面指定というものは他にも行っているところがありますよね。そのようなところの状況とを比較してどうであったのかなど、そのような細かなポイントを何点か挙げていき、それを検証すればいいだろうというポイントをいくつか挙げていきたいと思っています。その作業は我々(内藤総務局長及び清水総務局参事)の方で行って、この前に皆さんが色々言ってくださった御意見などを踏まえて、例えば砂防法でしたらこういう点ではないのでしょうか、ということを出させていただくので、そこについてさらに行政対応を見ていきます。そして、その時に、全く記録が残っていないようなところについては、やはりヒアリングなどもやらなければならない。ですから、そのヒアリングで何を聞いていこうかということも、それは全部できるか分からないですけれども、8月30日にできないかもしれないですが、8月30日と9月5日の各日にやっていきたいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

それでは、このブラッシュアップのようなことはもうないのでしょうか。

○清水総務局参事

いえいえ、ありますよ。これが最終的には報告書になってくるので。

○内藤総務局長

それは当然あります。ですから今、廃棄物処理法はたくさん結構論点を挙げてくださっているので、このような感じで、これとこれを考察していくところを挙げていくイメージですね。

○杉本砂防課長

では一応8月30日の前までに清水さんといいますか、そちらの方から示していただ

けるということですか。

○清水総務局参事

はい。どのタイミングでお示しできるかわかりませんが、会議の前にファイルの状態では何らかのものをお示しをしたいと思います。

○杉本砂防課長

論点整理のようなものが何項目か示されて、それに対して。

○清水総務局参事

それに対して、それぞれの法律について、皆さんから御意見を伺うということです。

○杉本砂防課長

それに対して、砂防課が、一つの論点ですけれども、このように考えると、そういう話ではないですか。

○清水総務局参事

中身ではなくて、何を論点として挙げるかというところの、その論点の中身というのでしょうか、そこを詰めるということです。

○杉本砂防課長

中身についてみんなで議論しましょうということです。そのためには、もし必要ならば、ヒアリングをもう少し実施してとか、そのようなところも話しますか。

○清水総務局参事

そうですね。恐らくヒアリングはやらなければならないものはあると思うので、それについては何を聞きますか、というようなことも話題になるというようなイメージです。

○杉本砂防課長

心配なのは、8月30日に向けて、また何か資料作りがあるのかなというところがありまして。

○清水総務局参事

今はそのつもりはないです。

○福田土地対策課長

こちらから作る資料はないんだ。

○清水総務局参事

ないです。そのつもりはないです。

○杉本砂防課長

だから、各法律ごとの、今日やったような資料のこれまでの議論を受けての手直しのような作業をどんどん進めていけばいい、並行してやっていけばいいということですよ
ね。

○内藤総務局長

そうですね。手直しできるところはどんどん進めていただければありがたいです。

○清水総務局参事

ただ、最終的には横並びで合わせたりしなければならなくなってきますので。なので、手戻りが出ないような範囲内というようなところかなとは思いますが。

○杉本砂防課長

ただ、やれる時にやらなければいけないし。どのような追加資料を作りなさい、という指示が飛んでくるかということもあって。分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは最後まで残るとのことなんですね。ブラッシュアップされた形になって。

○清水総務局参事

全部をまとめて、前後に何かがついて、報告書という形になると思うので。

○杉本砂防課長

了解です。

○内藤総務局長

その他、皆さんの方から何かありましたら、お願いします。よろしいですかね。
それでは本日の委員会をこれで閉会します。ありがとうございました。